

## 滋賀県人権施策推進計画 現行計画（平成28年3月改定）・第2次改定版 素案（本文） 対照表

現行計画（平成28年3月改定）	第2次改定版 素案
<p data-bbox="427 352 898 400">滋賀県人権施策推進計画</p> <p data-bbox="304 596 1021 644">～すべての人が輝く滋賀をめざして～</p> <p data-bbox="512 836 813 884"><u>平成28年3月</u></p> <p data-bbox="555 916 770 963">滋 賀 県</p>	<p data-bbox="1352 352 1823 400">滋賀県人権施策推進計画</p> <p data-bbox="1435 432 1736 480"><u>(第2次改定版)</u></p> <p data-bbox="1229 596 1946 644">～すべての人が輝く滋賀をめざして～</p> <p data-bbox="1541 711 1630 759"><b>素案</b></p> <p data-bbox="1458 836 1713 884"><u>令和6年〇月</u></p> <p data-bbox="1478 916 1693 963">滋 賀 県</p>

目 次	目 次
第1章 計画の改定にあたって ..... 1	第1章 計画の改定にあたって ..... 1
第2章 計画の基本的な考え方 ..... <u>2</u>	第2章 計画の基本的な考え方 ..... <u>3</u>
第3章 人権施策の推進	第3章 人権施策の推進
I 基本施策の推進	I 基本施策の推進
1 人権意識の高揚—教育・啓発	1 人権意識の高揚—教育・啓発
(1) 人権教育・啓発の基本的な考え方 ..... <u>4</u>	(1) 人権教育・啓発の基本的な考え方 ..... <u>5</u>
(2) 人権教育 ..... <u>5</u>	(2) 人権教育 ..... <u>6</u>
① 家庭教育	① 家庭教育
② 就学前教育・学校教育	② 就学前教育・学校教育
③ 社会教育	③ 社会教育
(3) 人権啓発 ..... <u>7</u>	(3) 人権啓発 ..... <u>8</u>
① 県民に対する人権啓発	① 県民に対する人権啓発
② 事業者に対する人権啓発	② 事業者に対する人権啓発
2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実 ..... <u>10</u>	2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実 ..... <u>13</u>
II <u>重要課題への対応</u>	II <u>分野別施策の推進</u>
1 <u>対象者別</u>	
1 女性 ..... <u>12</u>	1 女性 ..... <u>16</u>
2 子ども ..... <u>14</u>	2 子ども ..... <u>18</u>
3 高齢者 ..... <u>17</u>	3 高齢者 ..... <u>22</u>
4 障害者 ..... <u>21</u>	4 障害者 ..... <u>25</u>
5 同和問題 ..... <u>25</u>	5 <u>部落差別（同和問題）</u> ..... <u>30</u>
6 外国人 ..... <u>27</u>	6 外国人 ..... <u>32</u>

7 患者	29	7 患者	34
8 犯罪被害者等	31	8 犯罪被害者等	36
9 <u>その他</u>	33	9 <u>刑を終えた人・保護観察中の人等</u>	38
2 <u>その他</u>			
1 個人情報の保護	34	10 <u>性的指向・ジェンダーアイデンティティ</u>	39
2 インターネットによる人権侵害	35	11 インターネット上の人権侵害	41
3 ハイトスピーチ	36	12 <u>新たな感染症（新型コロナウイルス感染症等）</u>	42
4 災害発生時の人権問題	36	13 ハイトスピーチ	43
		14 <u>ハラスメント</u>	44
		15 災害発生時の人権問題	45
		16 <u>人身取引(性的サービスや労働の強要等)</u>	46
		17 アイヌの人々	46
		18 拉致被害者等	47
		19 個人情報の保護	47
		20 <u>その他の人権に関わる諸問題</u>	48
第4章 推進体制	38	第4章 推進体制	51
1 庁内における推進体制		1 庁内における推進体制	
2 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修		2 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修	
3 国、市町、 <u>NPO</u> 等との連携		3 国、市町、企業、民間団体等との連携	
■ 用語の解説	41	■ 用語の解説	54
※の付いた用語は解説があります。		「※」の付いた用語は解説があります。	

## 第1章 計画の改定にあたって

### 1 計画改定の趣旨

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。」

これは、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年(2001年)4月に施行された滋賀県人権尊重の社会づくり条例(以下「人権条例」という。)の冒頭の一文です。

この人権条例に基づき、県では、平成15年(2003年)3月に、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針(以下「人権施策基本方針」という。)」を策定しました。

平成23年(2011年)3月には、人権施策基本方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、平成27年度(2015年度)を期限とする「滋賀県人権施策推進計画」を策定しました。

このたび、計画の期限を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえるとともに現在の様々な人権課題の状況および社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、従来の計画の見直しを行い、人権施策推進計画を改定することとします。

## 第1章 計画の改定にあたって

### 1 計画改定の趣旨

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。」

これは、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年(2001年)4月に施行された滋賀県人権尊重の社会づくり条例(以下「人権条例」という。)の冒頭の一文です。

この人権条例に基づき、県では、平成15年(2003年)3月に、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針(以下「人権施策基本方針」という。)」を策定しました。

平成23年(2011年)3月には、人権施策基本方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、平成27年度(2015年度)を期限とする「滋賀県人権施策推進計画」を策定しました。

続いて、平成28年(2016年)3月には、平成23年度(2011年度)以後の成果を踏まえるとともに、様々な人権課題の状況および社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、計画の見直しを行い、令和7年度(2025年度)を期限とする改定を行いました。

このたび、計画改定から8年目を迎えましたが、この間、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)、「こども基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」等の関係法令の施行、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の発生、インターネット(SNS<sup>※</sup>)上での人権侵害の深刻化など、人権をめぐる様々な課題や状況に大きな変化が見られました。

こうした社会情勢の変化や、令和3年度(2021年度)に実施した「人権に関する県民意識調査」(以下「令和3年度県民意識調査」という。)の結

## 2 計画の性格

- (1)人権施策基本方針を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2)滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

## 3 計画の期間

平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間の計画とします。

## 4 計画の進行管理

毎年度、人権施策基本方針および計画に基づいた関連施策実施状況をまとめ、滋賀県人権施策推進審議会に対して報告し意見を聴きます。また、県のホームページ等で県民に公表します。

計画期間中の社会情勢等の変化や関連する個別計画等の変更については、計画のめざす方向性を基本に適宜適切な運用を図りながら関係施策を推進するほか、必要に応じて計画自体の見直しを行います。

果等を踏まえた課題への対応を図るため、従来の計画を見直し、人権施策推進計画を改定することとします。

## 2 計画の性格

- (1)人権施策基本方針を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2)滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

## 3 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間の計画とします。

## 4 計画の進行管理

毎年度、人権施策基本方針および計画に基づいた関連施策実施状況をまとめ、滋賀県人権施策推進審議会に対して報告し意見を聴きます。また、県のホームページ等で県民に公表します。計画期間中の社会情勢等の変化や関連する個別計画等の変更については、計画のめざす方向性を基本に適宜適切な運用を図りながら関係施策を推進するほか、必要に応じて計画自体の見直しを行います。

## 5 SDGsとの関係

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された2030年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17のゴール(目標)と169のターゲットが定められています。

本計画では、17の行動目標のうち、主に以下に関する施策を推進す

ることにより、SDGsの目標達成に貢献します。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<u>貧困をなくそう</u>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<u>働きがいも経済成長も</u>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<u>すべての人に健康と福祉を</u>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<u>人や国の不平等をなくそう</u>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<u>質の高い教育をみんなに</u>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<u>住み続けられるまちづくりを</u>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<u>ジェンダー平等を実現しよう</u>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<u>平和と公正をすべての人に</u>

## 第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざす人権条例においては、「県は、人権施策を積極的に推進すること」を責務とすることを明記するとともに、人権施策を総合的に推進するために人権施策基本方針を定めることとしています。

人権施策基本方針は、県が各種政策を決定し、実施していくすべての段階で準拠すべき基本的な考え方を示すものとされており、県は、あらゆる分野において施策の策定および実施にあたっては、基本方針との整合に努めるものとしています。

人権施策基本方針では、「人権の基本理念※」である、①人権の普遍性・日常性、②人権の平等性、③個人の尊重、④多元社会と共生、⑤人権の義務的性格について明らかにするとともに、人権に関する「基本施策の推進」「分野別施策の推進」「推進体制」について明記しています。

さらに、この計画において人権施策基本方針を具体化するため、人権尊重の視点に立った行政の推進姿勢をより明確にするとともに、「基本施策の推進」として「人権意識の高揚—教育・啓発」「人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実」や「重要課題への対応」、「推進体制」について示し、県はこの計画に基づき、人権施策を積極的に実施します。

また、関係する法令等に基づく個別計画が策定されている重要課題については、各計画に基づき着実な推進を図ることとしています。

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀の実現のため、本計画において次のような社会をめざし、施策の推進を図ります。

### 命を大切にし、安心して暮らせる社会

命を大切にし、私たち自身の心身や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざす人権条例においては、「県は、人権施策を積極的に推進すること」を責務とすることを明記するとともに、人権施策を総合的に推進するために人権施策基本方針を定めることとしています。

人権施策基本方針は、県が各種政策を決定し、実施していくすべての段階で準拠すべき基本的な考え方を示すものとされており、県は、あらゆる分野において施策の策定および実施にあたっては、基本方針との整合に努めるものとしています。

人権施策基本方針では、「人権の基本理念※」である、①人権の普遍性・日常性、②人権の平等性、③個人の尊重、④多元社会と共生、⑤人権の義務的性格について明らかにするとともに、人権に関する「基本施策の推進」「分野別施策の推進」「推進体制」について明記しています。

さらに、この計画において人権施策基本方針を具体化するため、人権尊重の視点に立った行政の推進姿勢をより明確にするとともに、「基本施策の推進」として「人権意識の高揚—教育・啓発」「人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実」や「分野別施策の推進」、「推進体制」について示し、県はこの計画に基づき、人権施策を積極的に実施します。

また、関係する法令等に基づく個別計画が策定されている分野については、各計画に基づき着実な推進を図ることとしています。

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀の実現のため、本計画において次のような社会をめざし、施策の推進を図ります。

### 命を大切にし、安心して暮らせる社会

命を大切にし、私たち自身の心身や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざします。

### 一人ひとりが輝く社会

一人ひとりが様々な個性を持ったかけがえのない存在として尊重され、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能性や能力が発揮され、みんなが輝く社会の実現をめざします。

### 多様性を認め合う共生社会

すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で共に生きていける社会の実現をめざします。

### ともに支え合う協働社会

県民や各種団体、企業、行政などの多様な主体が、連携を図り、それぞれの役割や特長をいかしながら、人権が尊重される豊かな滋賀をめざし、いきいきと活動する協働社会の実現をめざします。

### 一人ひとりが輝く社会

一人ひとりが様々な個性を持ったかけがえのない存在として尊重され、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能性や能力が発揮され、みんなが輝く社会の実現をめざします。

### 多様性を認め合う共生社会

すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性や「自分らしさ」が認められ、対等な関係の中で誰もが活躍できる共生社会の実現をめざします。

### ともに支え合う協働社会

県民や各種団体、企業、行政などの多様な主体が、連携を図り、それぞれの役割や特長をいかしながら、人権が尊重される豊かな滋賀をめざし、いきいきと活動する協働社会の実現をめざします。



### 第3章 人権施策の推進

県行政の業務は、県民一人ひとりの生活に密接に関係していることから、様々な分野で人権に関わっています。人権は、人権が侵害されている人だけに関わるのではなく、すべての人に保障された身近な権利であるという認識のもと、県行政は、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政の推進に取り組みます。

さらに、今日の人権課題は複雑化、多様化していることから、人権施策を効果的に実施するため、関係機関と連携して総合的に推進します。

#### I 基本施策の推進

##### 1 人権意識の高揚—教育・啓発

###### (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方

人権が尊重される豊かな社会の実現のためには、県民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深めることが不可欠です。人権意識高揚のための教育・啓発は、人権尊重の社会づくりのための最も基本となる施策であり、次の点に留意して施策を推進することとします。

###### 人権の基本理念※に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める

命を軽視するような凶悪犯罪をはじめ、いじめや虐待など命を脅かすような事件が発生しており、命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されています。このため、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であることを今一度思い起こし、他者との共生・共感の大切さを真に実感できるように努めます。

あわせて、人権施策基本方針に掲げる人権の基本理念の視点から日常の物事を見たり考えたりできる人権感覚を高めます。

### 第3章 人権施策の推進

県行政の業務は、県民一人ひとりの生活に密接に関係していることから、様々な分野で人権に関わっています。人権は、人権が侵害されている人だけに関わるのではなく、すべての人に保障された身近な権利であるという認識のもと、県行政は、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政の推進に取り組みます。

さらに、今日の人権課題は複雑化、多様化していることから、人権施策を効果的に実施するため、関係機関と連携して総合的に推進します。

#### I 基本施策の推進

##### 1 人権意識の高揚—教育・啓発

###### (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方

人権が尊重される豊かな社会の実現のためには、県民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深めることが不可欠です。人権意識高揚のための教育・啓発は、人権尊重の社会づくりのための最も基本となる施策であり、次の点に留意して施策を推進することとします。

###### 人権の基本理念※に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める

命を軽視するような凶悪犯罪をはじめ、いじめや虐待、ハラスメント※やSNS上での誹謗中傷など、命を脅かすような事件や事案が社会の様々な場面で発生しており、命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されています。このため、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であることを今一度思い起こし、他者との共生・共感の大切さを真に実感できるように努めます。

あわせて、人権施策基本方針に掲げる人権の基本理念の視点から日常の物事を見たり考えたりできる人権感覚を高めます。

### 一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る

個人がその能力を発揮し、可能性を追求することが、同時に社会全体を発展させることにつながります。このため、一人ひとりが持つ可能性を、社会の中で最大限に発展させることができるよう、自らの能力を信頼し、それを高め、自己実現を図る態度を養います。

### 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける

様々な個性や価値観が存在することを認め、尊重する態度を身につけます。そして、人権についての知識や人権感覚が、具体的な態度や行動につながるよう、他者の立場、特に人権侵害を受けている当事者の立場になって考え、それに基づいて自ら行動できる態度を身につけます。

### 自発的な学習のための環境づくり

県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るためには、それぞれの取組が、一人ひとりの問題意識とつながり、自主的な学習へと発展するという、個々人の自発性に基づく学習を促すことが必要です。

また、人権尊重の社会づくりをめぐる課題は決して固定したものではなく、社会の変化により今後も新たな課題が生まれてくると考えられます。一人ひとりの県民が主役となって地域づくりに参画することが求められている中、日常の課題を自ら解決する力を養い、人権尊重という普遍的な考え方に基づいて、人権をめぐる新しい課題に取り組むことが必要となります。

このような考え方に立って、県民の自発的な学習のための環境づくりに一層努めます。

### (2) 人権教育

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させ

### 一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る

個人がその能力を発揮し、可能性を追求することが、同時に社会全体を発展させることにつながります。このため、一人ひとりが持つ可能性を、社会の中で最大限に発展させることができるよう、自らの能力を信頼し、それを高め、自己実現を図る態度を養います。

### 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける

様々な個性や価値観が存在することを認め、尊重する態度を身につけます。そして、人権についての知識や人権感覚が、具体的な態度や行動につながるよう、他者の立場、特に人権侵害を受けている当事者の立場になって考え、それに基づいて自ら行動できる態度を身につけます。

### 自発的な学習のための環境づくり

県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るためには、それぞれの取組が、一人ひとりの問題意識とつながり、自主的な学習へと発展するという、個々人の自発性に基づく学習を促すことが必要です。

また、人権尊重の社会づくりをめぐる課題は決して固定したものではなく、社会の変化により今後も新たな課題が生まれてくると考えられます。一人ひとりの県民が主役となって地域づくりに参画することが求められている中、日常の課題を自ら解決する力を養い、人権尊重という普遍的な考え方に基づいて、人権をめぐる新しい課題に取り組むことが必要となります。

このような考え方に立って、県民の自発的な学習のための環境づくりに一層努めます。

### (2) 人権教育

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させ

ることをめざす総合的な教育です。

人権教育を推進するにあたっては、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学びの普遍的な視点からのアプローチと、個別的人権問題についての学びの充実と創造をめざす個別的人権視点からのアプローチを互いに関連させながら、取り組んでいきます。

### ① 家庭教育

家庭は、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。特に、乳幼児期は、人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていく上で重要な時期です。

子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。

さらに、子育てに関する学習機会や情報の提供などを通じて、保護者だけでなく、広く地域全体で子育てに取り組む体制づくりを進めます。

### ② 就学前教育・学校教育

あらゆる場を通じて、幼児児童生徒の自尊感情※を高めるとともに、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育み、人権に関する知的理解を深め、人権感覚の育成を図ります。

### ア 推進体制の充実

・学校・幼稚園・認定こども園・保育所、地域の教職員・指導者が、様々な人権問題について正しい理解と認識を持ち、人権感覚を磨き高めるとともに、その問題を自分自身の課題ととらえ実践に結び

ることをめざす総合的な教育です。

人権教育を推進するにあたっては、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学びの普遍的な視点からのアプローチと、個別的人権問題についての学びの充実と創造をめざす個別的人権視点からのアプローチを互いに関連させながら、取り組んでいきます。

### ① 家庭教育

家庭は、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。特に、乳幼児期は、人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていく上で重要な時期です。

子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。

さらに、子育てに関する学習機会や情報の提供などを通じて、保護者だけでなく、広く地域全体で子育てに取り組む体制づくりを進めます。

また、近年の地域でのつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進します。

### ② 就学前教育・学校教育

あらゆる場を通じて、子どもの自尊感情※を育み、豊かな感性や人権感覚を磨き高めるとともに、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育み、人権に関する知的理解を深め、人権感覚の育成を図ります。

### ア 推進体制の充実

・学校・幼稚園・認定こども園・保育所、地域の教職員・指導者が、様々な人権問題について正しい理解と認識を持ち、人権感覚を磨き高めるとともに、その問題を自分自身の課題ととらえ実践に結び

つける技能や態度を身につけられるよう、多様な研修の機会の充実を図ります。

- ・教職員・指導者が取組や方向性等について共通理解を図り、組織的・継続的に取り組むことができる体制を確立し、それを機能させます。また、定期的に点検・評価と見直しを行いながら、取組の改善につなげます。
- ・幼児児童生徒と教職員・指導者が、豊かな人間関係を築きながら共に学び、共に育つため、安心して学ぶことのできる環境づくりを進めます。

### イ 人権学習の具体的展開

- ・学校・幼稚園・認定こども園・保育所の教育・保育活動において、人権教育に関する指導方法等の改善と充実を図ります。
- ・幼児児童生徒が自分の生活と結びつけながら主体的に学んでいけるよう、自らが選択、判断、自己決定できる場を設定したり、参加体験型学習やボランティア体験、フィールドワーク<sup>※</sup>を取り入れたります。特に、幼児児童生徒が自然とのふれあいを通して命の大切さを感じ取ったりするなど、学習方法や内容を工夫します。
- ・人権教育についての多様な学習機会を提供するとともに、幼児児童生徒の意識を踏まえ生活に身近な素材を教材とするなど、感性や心情に訴える学習を進めます。また、様々な人の協力を得ながら、地域の素材の活用にも努めます。
- ・インターネットによる人権侵害や児童虐待<sup>※</sup>等、社会情勢の変化にともなう新たな問題にも常にアンテナをはり、学習内容の検討や学習方法の工夫を図ります。

### ウ より豊かな実践の展開

- ・人権教育の活動を広め、充実させるための情報の発信を行います。

つける技能や態度を身につけられるよう、多様な研修の機会の充実を図ります。

- ・教職員・指導者が取組や方向性等について共通理解を図り、組織的・継続的に取り組むことができる体制を確立し、機能させます。また、定期的に点検・評価と見直しを行いながら、取組の改善につなげます。
- ・子どもと教職員・指導者が豊かな人間関係を築きながら、共に学び、共に育つため、安心して学ぶことのできる環境づくりを進めます。

### イ 人権学習の具体的展開

- ・学校・幼稚園・認定こども園・保育所の教育・保育活動において、人権教育に関する指導方法等の改善と充実を図ります。
- ・子どもが自分の生活と結びつけながら主体的に学んでいけるよう、自らが選択、判断し、自己決定できる場を設定したり、参加・協力・体験型学習やボランティア体験、交流活動、フィールドワーク<sup>※</sup>を取り入れたりするなど、学習方法や内容を工夫します。
- ・人権教育についての多様な学習機会を提供するとともに、幼児児童生徒の意識を踏まえ生活に身近な素材を教材とするなど、感性や心情に訴える学習を進めます。また、様々な人の協力を得ながら、地域の素材の活用にも努めます。
- ・インターネットによる人権侵害や児童虐待<sup>※</sup>、性の多様性への理解の促進など、社会情勢の変化にともなう新たな問題にも常にアンテナをはり、学習内容の検討や学習方法の工夫を図ります。

### ウ より豊かな実践の展開

- ・人権教育の活動を広め、充実させるための情報の発信を行います。

・校種間の協力と連携を図るとともに、関係機関・団体等との適切な連携・協働を行い、家庭・地域の理解と協力を得ながら教育・保育活動を進めます。

### ③ 社会教育

県民一人ひとりが、人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に具現していくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

子どもが誤った認識や偏見・差別意識を持つのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活の中に生かしていくことができるよう内容や方法の工夫を図ります。

#### ア 学習環境づくり

- ・公民館等の社会教育施設を拠点とした人権に関する各種の学習機会の提供や、地域に住む人々の相互理解の促進を図るための各種交流活動の実施を支援します。
- ・人権に関する研修資料・学習教材や啓発資料の作成・配布を行うとともに、インターネット等も活用して教材、指導者等<sup>の</sup>情報提供の充実に努めます。
- ・指導者の資質の<sup>向上</sup>と指導力の<sup>強化</sup>を図るための研修プログラムを充実し、社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育関係団体の代表者等を対象に研修会を開催します。また、社会教育関係団体等における人権教育<sup>へ</sup>の取組を促<sup>し</sup>ます。

#### イ 人権教育の具体化

- ・これまでの地域ぐるみの取組を生かしつつ、それぞれの実情に応じた、交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域の連

・校種間の協力と連携を図るとともに、関係機関・団体等との適切な連携・協働を行い、家庭・地域の理解と協力を得ながら教育・保育活動を進めます。

### ③ 社会教育

県民一人ひとりが、人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に具現していくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

子どもが誤った認識や偏見・差別意識を持つのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活の中に生かしていくことができるよう内容や方法の工夫を図ります。

#### ア 学習環境づくり

- ・公民館等の社会教育施設を拠点とした人権に関する各種の学習機会の提供や、地域に住む人々の相互理解の促進を図るための各種交流活動の実施を支援します。
- ・人権に関する研修資料・学習教材や啓発資料の作成・配布を行うとともに、インターネット等も活用して教材、指導者等<sup>について</sup>、情報提供の充実に努めます。
- ・指導者の資質<sup>と</sup>指導力の<sup>向上</sup>を図るための研修プログラムを充実し、社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育関係団体の代表者等を対象に研修会を開催します。また、社会教育関係団体等における人権教育の取組を促<sup>進</sup>します。

#### イ 人権教育の具体化

- ・これまでの地域ぐるみの取組を生かしつつ、それぞれの実情に応じた、交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域の連



帯意識に支えられた、住みよいまちづくりをめざします。

・人権教育に関する調査・研究や情報提供等のあり方について検討し、学習方法の開発等に努めるとともに、県民の自主的な学習活動を支援します。

### (3) 人権啓発

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で具体的な態度や行動に結びつく人権感覚を身につけることができるよう、様々な機会をとらえ、より一層効果的な人権啓発を推進します。

#### ① 県民に対する人権啓発

憲法をはじめとする人権に関わる国内法令や国際条約、人権条例、人権施策基本方針などの人権に関する基本的な事項の周知を図るとともに、各分野における人権に関する知識を習得し、認識が深まるよう努めます。

人権啓発にあたっては、命は尊く大切なものであること、自己がかげがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であるということ、他者との共生・共感が大切であること、つまり、自尊感情や寛容の気持ちを養うことが必要なこと、そして、コミュニケーション能力等の人権に関わるスキル(技能)を身につけることの大切さについて啓発します。

さらに、差別等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の問題として行動を起こすことの大切さについても啓発します。

また、平和や環境の問題は、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての人権の問題であるという広がりも視野に入れて啓発します。

あわせて、県行政の各分野で実施している人権尊重の社会づくりのための取組を県民に周知することは、県民の人権保障に直結しているという認識のもとに、これらの制度・施策の周知啓発を進めます。

帯意識に支えられた、住みよいまちづくりをめざします。

・人権教育に関する調査・研究や情報提供等のあり方について検討し、学習方法の開発等に努めるとともに、県民の自主的な学習活動を支援します。

### (3) 人権啓発

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で具体的な態度や行動に結びつく人権感覚を身につけることができるよう、様々な機会をとらえ、より一層効果的な人権啓発を推進します。

#### ① 県民に対する人権啓発

憲法をはじめとする人権に関わる国内法令や国際条約、人権条例、人権施策基本方針などの人権に関する基本的な事項の周知を図るとともに、各分野における人権に関する知識を習得し、認識が深まるよう努めます。

人権啓発にあたっては、命は尊く大切なものであること、自己がかげがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であるということ、他者との共生・共感が大切であること、つまり、自尊感情や寛容の気持ちを養うことが必要なこと、そして、コミュニケーション能力等の人権に関わるスキル(技能)を身につけることの大切さについて啓発します。

さらに、差別等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の問題として行動を起こすことの大切さについても啓発します。

また、平和や環境の問題は、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての人権の問題であるという広がりも視野に入れて啓発します。

あわせて、県行政の各分野で実施している人権尊重の社会づくりのための取組を県民に周知することは、県民の人権保障に直結しているという認識のもとに、これらの制度・施策の周知啓発を進めます。

## ア 多様な啓発媒体の効果的な活用

これまでの人権に関する県民意識調査において、広報誌や冊子・パンフレット、講演会・研修会への接触状況・参加頻度が高い人ほど、人権が尊重される社会の実現に向けて、自分も努力すべきだと思うと答えている割合が高いという結果が表れています。

このため、すべての県民が啓発活動に触れることができるよう、マスメディア等多様な媒体を活用し、県民が関心を持ち、親しみを感じるよう効果的な啓発をめざします。

実施にあたっては、自らの問題として考えられるよう身近で具体的な事例を取り上げるなど、よりわかりやすい表現に努めるほか、参加型・体験型の啓発など手法を工夫します。

また、多くの人が集う場で啓発活動を行うなど、より多くの県民に人権について考える機会を提供できるよう工夫します。

さらに、県が行う人権啓発の取組等を知ってもらうために、マスメディアに積極的に情報提供するなど、広報に努めます。

## ア 多様な啓発媒体の効果的な活用

令和3年度県民意識調査では、広報誌や冊子・パンフレット、講演会・研修会への接触状況・参加頻度が高い人ほど、人権が尊重される社会の実現に向けて、自分も努力すべきだと思うと答えている割合が高いという結果が表れました。(図1、図2)

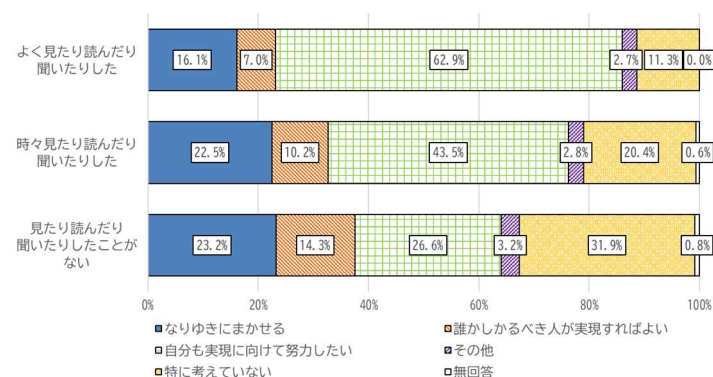
このため、すべての県民が啓発活動に触れることができるよう、インターネットやマスメディア等、多様な媒体を活用し、県民が関心を持ち、親しみを感じるよう効果的な啓発をめざします。

啓発活動の実施にあたっては、自らの問題として考えられるよう身近で具体的な事例を取り上げ、実践可能な取組を例示するなど、よりわかりやすい表現に努めるほか、参加型・体験型の啓発など手法を工夫します。

また、多くの人が集う場で啓発活動を行うなど、より多くの県民に人権について考える機会を提供できるよう工夫します。

さらに、県が行う人権啓発の取組等を知ってもらうために、マスメディアに積極的に情報提供するなど、広報に努めます。

図1:令和3年度県民意識調査 問25(啓発活動への接触状況(広報誌)×問27(1)(人権が尊重される社会の実現に向けての考え方)



### イ 共感を生む教材の作成

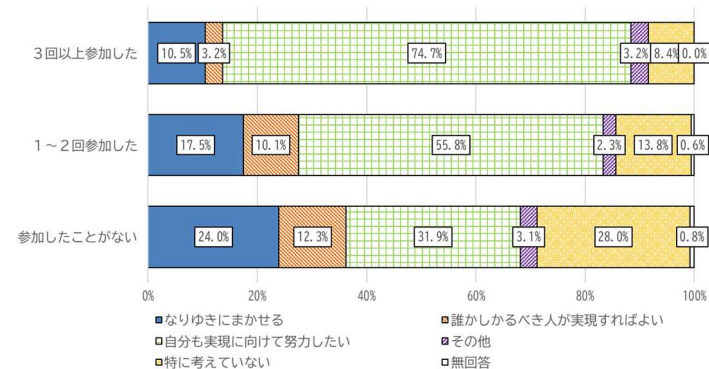
県民が啓発に触れ、その内容に共感を持つことで、日常の何気ない言動や習慣等に素朴な疑問を持ち、人権について考え始めることができるよう、啓発教材の作成にあたっては、日常生活や身近な人間関係の中から題材や場面を選んだり、感性に訴える表現を取り入れたりするなど工夫します。

### ウ 自主的な学習の支援と県民参加の促進

県が作成した啓発教材については、広く県民に活用されるよう努めるとともに、地域で開かれる人権に関する研修会等<sup>の</sup>情報も含め、県ホームページ等で提供し、一人ひとりの自主的な学習を支援します。

また、県民の自主的な取組を促進するため、NPO<sup>※</sup>等の社会貢献活動を支援するとともに、県が行う啓発活動の実施においては、幅広い県民の参画を求め、県と県民が一体となって啓発活動を推進します。

図2:令和3年度県民意識調査 問26(講演会・研修回答への参加状況×問27(1)(人権が尊重される社会の実現に向けての考え方)



### イ 共感を生む教材の作成

県民が啓発に触れ、その内容に共感を持つことで、日常の何気ない言動や習慣等に素朴な疑問を持ち、人権について考え始めることができるよう、啓発教材の作成にあたっては、日常生活や身近な人間関係の中から題材や場面を選んだり、感性に訴える表現を取り入れたりするなど工夫します。

### ウ 自主的な学習の支援と県民参加の促進

県が作成した啓発教材については、広く県民に活用されるよう努めるとともに、地域で開かれる人権に関する研修会等<sup>も</sup>含め、県ホームページ等で<sup>情報</sup>を提供し、一人ひとりの自主的な学習を支援します。

また、県民の自主的な取組を促進するため、NPO<sup>※</sup>等の社会貢献活動を支援するとともに、県が行う啓発活動の実施においては、幅広い県民の参画を求め、県と県民が一体となって啓発活動を推進します。



さらに、定期的に実施する意識調査のほかに、モニター制度やアンケートで得られる直接的、具体的な県民の意見を参考に啓発手法や内容に検討を加えます。

## エ 人権啓発の実施主体との連携

### ・国との連携

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関連する施策を総合的、計画的に推進していることから、滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会※を通じて大津地方法務局および人権擁護委員が行う啓発活動との連携と調整を図ります。

また、国の啓発事業を受託している(公財)人権教育啓発推進センターとも連携を図ります。

### ・市町との連携

地域に根ざしたきめ細かな啓発の推進を図るためには、市町の果たす役割が非常に大きいことから、県と市町相互の情報の共有化や市町が行う活動の支援に努めるなど市町との連携を強化します。

また、市町が地域における人権啓発活動を強化するために委嘱した人権擁護推進員の活動を支援します。

### ・(公財)滋賀県人権センターとの連携

人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を県域で総合的に行う(公財)滋賀県人権センターとの連携を図るとともに、同センターが行う事業を支援します。

### ・企業・NPO・民間団体等との連携

企業・NPO・民間団体等の自主的な啓発活動を促進するため、情報・教材や学習機会の提供などを通じて連携を図ります。

さらに、定期的に実施する意識調査のほかに、モニター制度やアンケートで得られる直接的、具体的な県民の意見を参考に啓発手法や内容に検討を加えます。

## エ 人権啓発の実施主体との連携

### ・国との連携

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関連する施策を総合的、計画的に推進していることから、滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会※を通じて大津地方法務局および人権擁護委員が行う啓発活動との連携と調整を図ります。

また、国の啓発事業を受託している(公財)人権教育啓発推進センターとも連携を図ります。

### ・市町との連携

地域に根ざしたきめ細かな啓発の推進を図るためには、市町の果たす役割が非常に大きいことから、県と市町相互の情報の共有化や市町が行う活動の支援に努めるなど市町との連携を強化します。

また、市町が地域における人権啓発活動を強化するために委嘱した人権擁護推進員の活動を支援します。

### ・(公財)滋賀県人権センターとの連携

人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を県域で総合的に行う(公財)滋賀県人権センターとの連携を図るとともに、同センターが行う事業を支援します。

### ・企業・民間団体等との連携

企業や民間団体等の自主的な啓発活動を促進するため、情報・教材や学習機会の提供などを通じて連携を図ります。

## オ 具体的な行動変容につながる啓発の推進

人権啓発に関しては、「正しい知識があれば、差別や偏見を防止することができる」ということを前提とした啓発が、必ずしも人権尊重

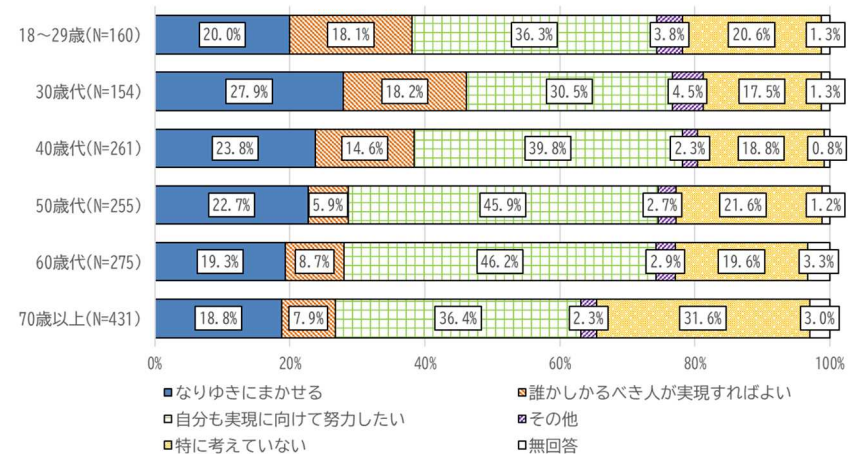
につながる具体的な行動に結びついていないという課題があると考えられます。そのため、啓発によって得られた知識が、一人ひとりの具体的な行動変容につながるよう、啓発手法や内容の工夫に努めます。

### カ 年代を意識したより効果的な啓発の実施

令和3年度県民意識調査では、「人権が尊重される社会」の実現に向けた考え方について、年代による意識の傾向の違いが見られました。また、10代や20代の若年層は全体的に積極的な意識を持っていることが伺える一方、30代以上になると、消極的な意識が増加する傾向も見られました。(図3)

そのため、こうした傾向の解消につながるよう、年代による意識の違いを踏まえたより効果的な啓発の実施に取り組みます。

図3:令和3年度県民意識調査 問27(1)(人権が尊重される社会の実現に向けての考え方・年代別)



## ② 事業者に対する人権啓発

事業者(企業等)は、社会を構成する一員であり、社会的責任が強く求められています。特に、採用や職場環境の面で、人権尊重の視点に立った取組の重要性がますます高まっています。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、事業者がその社会的責任を自覚し、社内の推進体制を整備し、人権を大切にする企業風土や、人権尊重の意識の高い職場づくりに積極的に取り組むよう啓発に努めます。

特に、7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」として、各種の啓発活動を集中的に実施します。

### ア 人権が尊重される明るい職場づくりの推進

企業の経営者や人事労務担当者等に対して、男女の均等待遇、ワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)の推進、セクシュアルハラスメント※(性的嫌がらせ)やパワーハラスメント※(地位等を利用した嫌がらせ)等の防止等をテーマとした広報啓発や研修会を開催するなど、主体的、自主的な取組が行われるよう情報提供を行います。

また、国の施策と連携し、高齢者の継続雇用や障害者の雇用の促進等について啓発するとともに、県行政の各分野においても、関係する事業者等に対する啓発を行います。

さらに、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班※」が各事業所を訪問し、人権課題の研修や人権尊重の取組の推進について啓発を行っていきます。

## ② 事業者に対する人権啓発

事業者(企業等)は、社会を構成する一員であり、社会的責任が強く求められています。特に、採用や職場環境の面で、人権尊重の視点に立った取組の重要性がますます高まっています。

また、近年は、企業活動のグローバル化が進む中、企業における人権尊重の取組は当然の責務であるだけでなく、投資家や消費者を含むサプライチェーン※全体の経営上リスクを特定し、適正に行動することが求められています。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、事業者がその社会的責任を自覚し、社内の推進体制を整備し、人権を大切にする企業風土や、人権尊重の意識の高い職場づくりに積極的に取り組むよう啓発に努めます。

特に、7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」として、各種の啓発活動を集中的に実施します。

### ア 人権が尊重される明るい職場づくりの推進

企業の経営者や人事労務担当者等に対して、性別にかかわらず均等な待遇、ワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)の推進、セクシュアルハラスメント※(性的嫌がらせ)やパワーハラスメント※(地位等を利用した嫌がらせ)等の防止等をテーマとした広報・啓発の実施や研修会の開催など、主体的、自主的な取組が行われるよう情報提供を行います。

また、国の施策と連携し、高齢者の継続雇用や障害者の雇用の促進等について啓発するとともに、県行政の各分野においても、関係する事業者等に対する啓発を行います。

さらに、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班※」が各事業所を訪問し、人権課題の研修や人権尊重の取組の推進について啓発を行っていきます。

## イ 公正な採用選考システムの確立

応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考が図られるよう啓発に努めます。また、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班」が各事業所を訪問し、事業所の公正な採用選考システムの確立に向けて啓発を行います。

## ウ 関係機関等との連携

事業者に対する啓発にあたっては、国の機関や市町、経済関係団体等と連携・調整を図り、効果的な推進に努めます。

## 2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育・啓発とらんで、人権を侵害された被害者に対して実効的な救済を図ることが重要です。

人権侵害の法的救済については、法務省や裁判所など国の専管事項ですが、現状の裁判所による司法的救済や法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件の調査処理制度は、実効的な救済という観点からは、それぞれ制約や限界を有しています。このため、法的措置を含め、実効性

## イ 公正な採用選考システムの確立

応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考が図られるよう啓発に努めます。また、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班」が各事業所を訪問し、事業所の公正な採用選考システムの確立に向けて引き続き取り組んでいきます。

## ウ 「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく企業活動の推進

平成23年(2011年)、国連人権理事会で、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則」が可決されました。

また、このような「ビジネスと人権」に対する国際的な関心の高まりを受け、令和2年(2020年)には国が『「ビジネスと人権」に関する行動計画』を策定しました。この計画では、企業活動における人権尊重の促進を図るための施策や、企業における人権デュー・ディリジェンス<sup>\*</sup>導入促進への期待が表明されています。

こうした状況を踏まえ、県においても、県内企業の人権尊重の視点に立った企業活動の推進を促すための啓発を行います。

## エ 関係機関等との連携

事業者に対する啓発にあたっては、国の機関や市町、経済関係団体等と連携・調整を図り、効果的な推進に努めます。

## 2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育・啓発とらんで、人権を侵害された被害者に対して実効的な救済を図ることが重要です。

人権侵害の法的救済については、法務省や裁判所など国の専管事項ですが、現状の裁判所による司法的救済や法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件の調査処理制度は、実効的な救済という観点からは、それぞれ制約や限界を有しています。このため、法的措置をはじめとする、



のある救済制度の早期確立を引き続き国に要望します。

また、県内の人権相談窓口は、国や県、市町、各種団体等に設けられていますが、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

### (1) 総合的な相談窓口の設置・運営

国の人権擁護制度として、人権侵害に関わる相談窓口が天津地方法務局に設置されています。

また、民間団体である(公財)滋賀県人権センターが人権に関する総合的な相談窓口として設置している人権相談室の運営に対し支援します。

### (2) 専門的な相談窓口の充実

県では、人権に関する様々な相談に対し適切な助言を行えるよう、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、エイズや医療安全に関する相談、犯罪被害者等に関する相談、労働相談など専門的な相談窓口を設けています。

これらの相談窓口を、利用者が安心してかつ容易に利用できるよう、プライバシーの保護はもとより、地理的にも利用しやすいものとなるよう努めます。

さらに、時代の変化に応じた新たな人権課題、各種ハラスメント<sup>※</sup>の問題に対しても相談体制の充実に努めます。

### (3) 相談機関の連携

人権に関する相談には、様々な要因が複雑に絡み合った内容のものもあります。個々の相談窓口では対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが適切な場合には、円滑に他の適切な相談窓口へつなげるよう、各相談機関の連携に努めます。さらに、紹介した相

実効性のある人権救済制度の早期確立を引き続き国に要望します。

また、県内の人権相談窓口は、国や県、市町、各種団体等に設けられていますが、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

### (1) 総合的な相談窓口の設置・運営

国の人権擁護制度として、人権侵害に関わる相談窓口が天津地方法務局に設置されています。

また、民間団体である(公財)滋賀県人権センターが人権に関する総合的な相談窓口として設置している人権相談室の運営に対し支援します。

### (2) 専門的な相談窓口の充実

県では、人権に関する様々な相談に対し適切な助言を行えるよう、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、エイズや医療安全に関する相談、犯罪被害者等に関する相談、労働相談など専門的な相談窓口を設けています。

これらの相談窓口を、利用者が安心してかつ容易に利用できるよう、プライバシーの保護はもとより、地理的にも利用しやすいものとなるよう努めるとともに、電子メールやSNS等によるオンラインでの相談体制の整備に努めます。

さらに、時代の変化に応じた新たな人権課題、各種ハラスメントの問題に対しても相談体制の充実に努めます。

### (3) 相談機関の連携

人権に関する相談には、様々な要因が複雑に絡み合った内容のものもあります。個々の相談窓口では対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが適切な場合には、円滑に他の適切な相談窓口へつなげるよう、各相談機関の連携に努めます。さらに、紹介した相

談機関の対応や結果をフォローアップするように努めます。

また、国、県、市町等の相談機関で構成する「滋賀県人権相談ネットワーク協議会※」において研修会を実施するなど、相談実務のスキルアップ(技能向上)を図るとともに構成機関相互の連携強化を図ります。

これらの対応により、利用者の悩み等が解消・軽減されるよう取り組みます。

#### (4) 相談窓口のPR

人権侵害を受けたと感じた人が、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱えることがないよう、様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口の周知に努めます。

談機関の対応や結果をフォローアップするように努めます。

また、国、県、市町等の相談機関で構成する「滋賀県人権相談ネットワーク協議会※」において研修会を実施するなど、相談実務のスキルアップ(技能向上)を図るとともに構成機関相互の連携強化を図ります。

これらの対応により、利用者の悩み等が解消・軽減されるよう取り組みます。

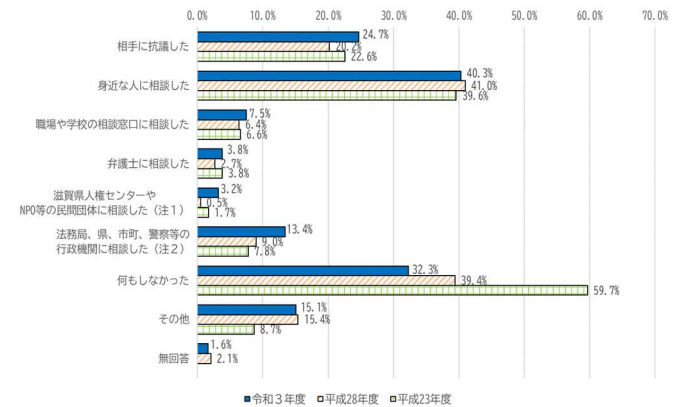
#### (4) 相談窓口の周知

令和3年度県民意識調査で「人権侵害を受けたことがある」と答えた人にそのときの対応を尋ねたところ、「何もしなかった」という人が過去の調査よりも減少した一方、「行政機関に相談した」という人が増加しました。(図4)

しかしながら、依然として少なくない人が、人権侵害を受けた場合に相談窓口につながっていない実態があるものと考えられます。

人権侵害を受けたと感じた人が、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱えることがないよう、様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口の周知に努めます。

図4:令和3年度県民意識調査 問4(4)(人権侵害を受けたときの対応)(一部抜粋)



### (5) 相談員等の資質向上と体制強化

相談窓口の相談員等には、利用者の立場に立った対応や専門的な知識・技術が求められます。このため、相談員等を対象とした研修を充実し資質の向上に努め、必要に応じ外部の専門家の支援を求めます。

## II 重要課題への対応

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、基本施策の推進とともに、様々な人権問題に対応するための施策を推進していくことが必要です。

人権施策基本方針では、人権問題として7つの分野を取り上げていますが、人権をめぐる課題は時代とともに変化しており、計画では、対象者別として「犯罪被害者等」、「その他」の2つを加えた9つの分野、また、その他として、「インターネットによる人権侵害」や「ヘイトスピーチ」など4つの分野を取り上げ、分野別に現状と課題、具体的施策を示します。

重要課題への対応にあたっては、人権施策基本方針や本計画の趣旨を踏まえ、各分野の個別計画等に基づき推進本部を設置するなど、関係機関の連携のもとに施策の推進を図ります。

注1：平成23年度、平成28年度の「NPO等の民間団体に相談した」は、令和3年度の「滋賀県人権センターやNPO等の民間団体に相談した」として整理算出している。

注2：平成23年度の「警察に相談した」、「法務局、人権擁護委員に相談した」「県の機関、市役所、町役場に相談した」および令和3年度の「警察に相談した」、「法務局や人権擁護委員に相談した」、「県の窓口に相談した」、「市役所や町役場の窓口に相談した」は、平成28年度の「(参考)法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」として整理算出している。

### (5) 相談員等の資質向上と体制強化

相談窓口の相談員等には、利用者の立場に立った対応や専門的な知識・技術が求められます。このため、相談員等を対象とした研修を充実し資質の向上に努め、必要に応じ外部の専門家の支援を求めます。

## II 分野別施策の推進

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、基本施策の推進とともに、様々な人権問題に対応するための施策を推進していくことが必要です。

人権施策基本方針では、人権問題として7つの分野を取り上げていますが、人権をめぐる課題は時代とともに変化しており、計画では、「刑を終えた人・保護観察中の人等」、「犯罪被害者等」、「性的指向・ジェンダーアイデンティティ」、「インターネット上の人権侵害」、「新たな感染症(新型コロナウイルス感染症等)」等を加えた19の分野を取り上げ、分野別に現状と課題、具体的施策を示します。

分野別施策の推進にあたっては、人権施策基本方針や本計画の趣旨を踏まえ、各分野の個別計画等に基づき推進本部を設置するなど、関係機関の連携のもとに施策の推進を図ります。

## 1 対象者別

### 1 女性

#### 【現状と課題】

少子高齢化や単身世帯の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が変化する中、家族の絆、地域の絆を大切に、活力ある地域社会を築くためには、防災やまちづくりなど、地域の様々な活動や方針決定の場への女性の参画を進めながら、男女が共に支え合える環境づくりを進めていくことが求められています。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識をみると、平成26年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査では、「同感しない」割合は53.2%と過半数を超え、徐々に変化はみえるものの「同感する」割合は41.2%となっており、固定的な性別役割分担意識の解消は十分には進んでいない状況です。

また、本県は女性の労働力率のM字カーブ\*の谷が深い一方、職に就いていない女性の多くが就労を希望していることから、女性が仕事と家庭を両立し、能力を十分に発揮できるよう取組を進める必要があります。また、事業主や職場の上司の意識改革を進め、男女ともワーク・ライフ・バランス\*を実現し、いきいきと暮らせる環境づくりを進めることが求められています。

被害者の多くが女性であるドメスティック・バイオレンス\*（配偶者や恋人からの暴力(DV)）、セクシュアルハラスメント\*（性的嫌がらせ）、性犯罪、売買春、ストーカー行為など、男女間のあらゆる暴力は、決して許されるものではなく、誰もが人権を尊重される男女共同参画社会の実現に向け、重大な人権侵害として根絶しなければなりません。これらの暴力の背景には、男女が置かれている経済的な状況や固定的な性別役割分担意識などがあることから、暴力を許さない社会に向けた意識啓発や相談支援などの充実を図る必要があります。

### 1 女性

#### 【現状と課題】

滋賀県においては、働く女性は増加してきましたが、その就業形態は、非正規労働が多く、女性の雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、全国1位の高さとなっています。また、男性の育児参画への気運は高まってきたものの、家事・育児・介護等の家庭内のケアワークは依然として女性が主な担い手となっています。

政策・方針決定過程への女性の参画は、進んでいる分野もありますが、社会全体としては、誰もが性別を意識せずに活躍できる状況には至っていません。

また、約7割の人が社会全体で「男性が優遇」されていると感じており、その根底には、性別による固定的役割分担意識が依然として強く残っていることが考えられます。

被害者の多くが女性であるドメスティック・バイオレンス\*（配偶者や恋人からの暴力(DV)）、セクシュアルハラスメント\*（性的嫌がらせ（セクハラ））、性犯罪、売買春、ストーカー行為など、男女間のあらゆる暴力は、決して許されるものではなく、誰もが人権を尊重される男女共同参画社会の実現に向け、重大な人権侵害として根絶しなければなりません。これらの暴力の背景には、男女が置かれている経済的な状況や固定的な性別役割分担意識などがあることから、暴力を許さない社会に向けた意識啓発や相談支援などの充実を図る必要があります。

また、女性の抱える問題が多様化、複雑化する中、令和4年(2022年)5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。様々な事情により困難な状況にある女性の支援体制や関係機関との連携を強化し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を実現することが求められています。



## 【具体的施策】

### 1. 家庭・地域における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、県民や事業者が男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、地域社会、働く場における男女共同参画の取組が加速するよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いて啓発・広報を進めます。

また、地域における防災、防犯、地域おこし・まちづくり、環境保全等の様々な活動分野における方針決定の場への女性の参画が一層進むよう取組を進めます。

### 2. 働く場における男女共同参画の推進

男女の均等な雇用機会および待遇の確保や、女性の能力発揮のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション※)が進むよう、事業主に対して情報の提供や啓発を行うとともに、女性の活躍推進が積極的に展開されるよう、経済団体、労働団体、行政等による連携体制の構築を図ります。

また、働きたいと希望する女性が働くことができるよう、継続就労や再就労等に向けた支援を行うとともに、働く場において方針決定の場に参画する女性が増えるよう、女性のキャリアアップに向けた支援や職場環境づくりの鍵を握る経営者等への啓発を行います。

さらに、男女ともに、仕事と家庭生活、地域生活等のバランスを取りながら生活できるよう、ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境づくりに向けた気運醸成や企業等の取組促進を図ります。

### 3. 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり

家庭や地域、働く場において、男女間のあらゆる暴力の防止につい

## 【具体的施策】

### 1. 人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現

男女の人権が尊重され、男女間のあらゆる暴力防止についての意識が浸透するよう、啓発等を充実します。若年層に対しては、デートDV防止啓発などを通して、お互いがより良い関係を築いていく大切さについて啓発を行います。

性暴力については、可能な限りワンストップで、性暴力被害者の心身の負担の軽減やその回復を図るための総合的なケア等被害者支援を進めます。

また、配偶者からの暴力については、関係機関が連携を深め、総合的な支援体制のもと取り組みます。

さらに、DV被害者をはじめ困難を抱える人が相談につながるができるよう、様々な場面で窓口の周知に取り組みます。

### 2. あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展

県内の企業や団体等において、女性の活躍推進が積極的に展開されるよう、経済団体、労働団体、行政等による連携体制の構築を図り、課題解決に向けた情報交換を行います。また、女性の活躍促進に関する経営者等への啓発や女性活躍に取り組む企業等を認証する制度により、事業者の取組の促進を図るとともに、女性自身のキャリアアップへの支援を行います。

さらに、地域における様々な活動分野の運営・方針決定過程への女性の参画が進むよう、気運の醸成や男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

加えて、農業分野やスポーツ分野をはじめとする専門分野等あらゆる分野での女性の参画の推進を図ります。

### 3. 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現

出産や子育て、介護等による離職後、再就職を希望する女性等を対

ての意識が浸透するよう、啓発や家庭教育等を支援する学習機会を充実します。

また、DV被害者が早期に相談できるよう相談機関の窓口の周知に取り組むとともに、DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者からの通報を円滑に進めるため、滋賀県医師会等に対して協力を求め、連携し、発見・通報への理解促進を図ります。

さらに、若年層に対して、デートDV※防止啓発などを通して、お互いがより良い関係を築いていく大切さについて啓発します。

#### **4. 総合的・計画的な関連施策の推進**

男女共同参画社会の実現を目標とした「滋賀県男女共同参画計画」をもとに、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県施策全般への男女共同参画の視点の浸透を図ります。

あわせて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく県の推進計画を上記計画に位置づけ、働く場を中心とした女性の活躍推進に積極的に取り組みます。

また、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者からの暴力の防止と被害者の適切な保護および自立支援に係る総合的かつ積極的な施策の展開を図りま

象とした総合的な就労支援をワンストップで実施するなど、女性の就業機会の確保と主体的な学びや能力発揮に向けた支援を行います。

また、フレックスタイム制度やテレワーク等の多様な働き方の普及促進を図るとともに、女性の起業等への支援や、在宅ワーク等の新しい働き方の普及を進めることにより、多様で柔軟な働き方の実現を推進します。

さらに、仕事と生活の調和が実現し、働く人の仕事と生活の双方の充実が図れるよう、気運の醸成や企業の取組促進のほか、男性の家事・育児・介護等への参画の促進を図ります。

#### **4. 男女共同参画意識の浸透**

県民や事業者が男女共同参画社会についての理解を深め、あらゆる場における男女共同参画の取組が加速するよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いて啓発・広報を行います。

また、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。

行政の広報・刊行物等においては、固定的な性別役割をイメージする表現や性差別的な表現、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に基づく不適切な表現の防止のための取組を進めます。

#### **5. 総合的・計画的な関連施策の推進**

男女共同参画社会の実現を目標とした滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画」をもとに、関連施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県施策全般への男女共同参画の視点の浸透を図るとともに、働く場を中心とした女性の活躍推進に積極的に取り組みます。

また、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者からの暴力の防止と被害者の適切な保護および自立支援に係る総合的かつ積極的な施策の展開を図ります。

す。

## 2 子ども

### 【現状と課題】

滋賀県における平成25年(2013年)合計特殊出生率は1.53と、全国1.43と比較すると高い水準にありますが、人口維持に必要とされる人口置換水準2.07を大きく下回っています。

少子化の背景には、子育て世代の子どもを育てるための経済的負担や、若者の非正規雇用が増加し、定職に就けず家庭が持ちにくくなっていることなどがあります。

子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待<sup>※</sup>(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)の相談件数やいじめの認知件数の増加、児童生徒の不登校、子どもの貧困、有害情報の氾濫、非正規雇用の増加やニート<sup>※</sup>、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など厳しさを増してきています。

特に、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待に関する相談件数については、社会全体の関心の高まりもあり、5年前の平成21年度(2009年度)2,802件から平成26年度(2014年度)5,943件と年々増加しています。このため、県、市町、関係機関そして県民の連携のもと、子どもの権利利益の擁護の観点から児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応から子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰<sup>※</sup>(家族の再統合<sup>※</sup>)、子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援を行っていくことが必要です。

また、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が制定されました。県では、同法に基づき平成26年(2014年)に「滋賀県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的

さらに、「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」をもとに、民間団体を含む関係機関・団体等との連携強化や各種支援の充実など、困難な問題を抱える女性の福祉の増進や自立に向けた施策を総合的・計画的に推進します。

## 2 子ども

### 【現状と課題】

滋賀県における令和4年(2022年)合計特殊出生率は1.43と、全国1.26と比較すると高い水準にありますが、人口維持に必要とされる人口置換水準2.07を大きく下回っており、出生数も減少傾向となっています。

少子化の背景には、子育て世代の子どもを育てるための経済的負担が重いことや、長時間労働などで仕事と家事・育児の両立が体力的・時間的に困難であること等があり、こうした問題が結婚、出産、子育てに大きな影響を与えています。

子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)の相談件数やいじめの認知件数の増加、児童生徒の不登校、子どもの貧困、有害情報の氾濫、非正規雇用の増加やニート<sup>※</sup>、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題、またヤングケアラー<sup>※</sup>・ケアリーバー<sup>※</sup>の問題の顕在化などにより、厳しさを増してきています。

特に、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待に関する相談件数については、社会全体の関心の高まりもあり、令和4年度(2022年度)は7,901件まで増加しています。このため、県、市町、関係機関そして県民の連携のもと、子どもの権利利益の擁護の観点から児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応から子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰<sup>※</sup>(家族の再統合<sup>※</sup>)、子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援を行っていくことが必要です。さらに、令和2年(2020年)4月には「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」等の改正により、親などによる体罰の禁止が明確化され、体罰によらない子育て等の推進を図ることが

かつ効果的に推進しています。

#### 【具体的施策】

### 1. 子どもが尊重される社会環境づくりの推進

#### ① 子どもの人権を尊重していくための意識づくり

県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して子どもの命が守られ、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進め、「子どもの権利条約」や「滋賀県子ども条例」の内容について広報・啓発を行います。

また、直接子どもに接する機会が多い仕事に従事している人などを対象に、子どもの人権について理解と認識を深めるための研修を実施します。

求められています。

また、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が制定されました。県では、同法に基づき平成26年(2014年)に「滋賀県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していますが、令和4年度(2022年度)の県内公立学校のいじめ認知件数は過去最多の11,716件となっており、いじめ防止対策の一層の推進を図ることが必要です。

令和5年(2023年)4月には「こども基本法」が施行され、全ての子どもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することが定められました。こうした状況を踏まえ、県では「滋賀県子ども政策推進本部」を設置し、子どもを真ん中に置いた社会づくりのため、部局を横断した取組を推進しています。

#### 【具体的施策】

### 1. 社会全体で子育て・子育てを応援

#### ① 子どもの人権が尊重される社会環境づくり

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」や「こども基本法」、また「(仮称)滋賀県子ども基本条例」等を踏まえ、子どもの人権について理解・認識が深まるよう、県民に対して広報・啓発を行います。

また、子ども自身が自らの権利を知ることができるよう支援するとともに、子どもが意見を表明できる機会を提供し、子どもの意見や思いを社会に生かしていくための取組を推進します。

さらに、教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、特に直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施します。



## ②子どもの意見や思いを受けとめる取組の推進

子どもが積極的に社会に参加できるよう、子どもに関係する事業において子どもの意見や思いを表明できる機会を提供します。

また、子ども・子育て応援センター※(愛称:こころんだいやる)において、虐待、いじめ、不登校、非行、進路など、子どもに関するあらゆる問題の相談に対応するとともに、子どもの相談に関わる人たちを対象とした講座の開催などにより子どもの相談窓口の充実を図ります。

## 2. 児童虐待防止総合対策の推進

### ①未然防止に向けた取組の推進

児童虐待は子どもの心身の成長および人格の形成に大きな影響を与えるとともに、次の世代まで引き継がれるおそれがあります。児童虐待は著しい人権侵害であるとの認識から、社会全体でその防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関・団体、企業などと協働しながら、「児童虐待防止推進月間」を中心に、オレンジリボン※を活用した啓発活動を実施します。

また、保育所、学校などにおいて、子どもや保護者に対する児童虐待防止に関する啓発や学習、子ども自らが暴力から身を守る力をつける教育プログラムの普及促進に取り組めます。

## ②子ども・若者の育成支援についての理解の促進

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深めるため、企業や地域による支援の促進や、家庭の教育力の向上に取り組めます。

### ③共生社会に向けた多様なニーズへの支援

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会の実現に向けて、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

## 2. 社会的養護の推進

### ①児童虐待の未然防止

児童虐待は子どもの心身の成長および人格の形成に大きな影響を与えるとともに、次の世代まで引き継がれるおそれがあります。児童虐待は著しい人権侵害であるとの認識から、社会全体でその防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関・団体、企業などと協働しながら、「児童虐待防止推進月間」を中心に、オレンジリボン※を活用した啓発活動を実施します。

また、保育所、学校などにおいて、子どもや保護者に対する児童虐待防止に関する啓発や学習、子ども自身の権利擁護に関する意識を高め、自ら暴力から身を守る力をつける教育プログラムの普及促進に取り組めます。

さらに、子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター(こころんだいやる)において、子どもの悩み相談に応じるとともに、母子健康手帳施策を通じた虐待予防や地域における子育て支援等、虐待の未然防止に有効な取組を充実します。

## ②早期発見・早期対応の推進、強化

児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、学校の教職員、保育所等の児童福祉施設の職員、医師、保健師、民生委員・児童委員などに対する研修を充実します。

また、子ども家庭相談センター\*の機能強化を図るとともに、市町の体制や市町要保護児童対策地域協議会\*の機能が強化されるよう支援します。

さらに、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、市町および保健・医療・福祉・教育等関係機関と連携し、養育環境に何らかの問題を抱えている家庭に対し、助言指導等を行うことにより適切な養育の確保に取り組みます。

## ③子どもの保護・ケアの充実

社会的養護を必要とする子どもを迅速に保護できるよう、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム\*、里親の活用などにより、要保護児童の受入体制を整備します。

これらの児童養護施設等で生活する子どもの権利を守るため、「子どもの権利ノート\*」を作成・配布するとともに「滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会」による実地調査を行い、子どもの意見や苦情に客観的かつ専門的な立場から適切に対応します。

## ④親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

子どもとその保護者の絆の再構築に向け、子ども家庭相談センターにおいて、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)の取組を進め、家庭復帰にあたっては市町・関係機関で連携し、地域で子どもを見守り支援していきます。

また、児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置されている子どもの自立に向けた就労や社会生活面を支援する仕組みづくりを進めます。

## ②児童虐待の早期発見・早期対応

保健・医療・福祉・教育等の関係機関や市町と連携し、児童虐待の早期発見と支援の取組を推進します。

また、配偶者等からのDVによる子どもへの心理的虐待を予防するため、広報・啓発や再発防止に取り組むとともに、子ども家庭相談センター\*において、配偶者暴力相談支援センターと連携し、必要に応じて子どもに対する心理的ケアを行います。

特に養育の支援が必要な家庭に対しては、市町要保護児童対策地域協議会\*において情報を共有し、構成機関の役割分担のもと、要保護児童・特定妊婦\*がいる家庭への訪問や家事援助等の支援を促進します。

## ③子どもの保護・ケアの充実

社会的養護を必要とする子どもを迅速に保護し、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供できるよう、一時保護機能の充実を図るとともに、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム\*、里親の活用などにより、要保護児童の受入体制を整備します。

また、これらの児童養護施設等で生活する子どもの権利を守るため、「子どもの権利ノート\*」を活用するとともに、「滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会」による実地調査を行い、子どもが施設等で安心して生活できるよう支援します。

## ④親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

子どもとその保護者の絆の再構築に向け、子ども家庭相談センターにおいて、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)の取組を進め、家庭復帰にあたっては市町・関係機関で連携し、地域で子どもを見守り、支援していきます。

また、児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置されている子どもの自立に向けた就労や、社会生活面を支援する仕組みづくりを進めます。

### 3. 社会全体で子育て・子育てを支える

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、同時に子育ては次代の担い手を育成するという営みであり、社会のあらゆる場において子育ての価値を認め合い、社会全体で子育て・子育てに関わり、共に育っていくことが必要です。

このため、社会全体で子育て・子育てを支える地域づくりの重要性について県民の理解を深める取組を進めます。

また、すべての子どもや若者が安心して健やかに成長する居場所と、自らの力を発揮できる出番の創出を図ることで、生きていく力や主体性を身につけ、様々な人との関わりやつながりを大切にし、充実させていく環境づくりを進めます。

### 4. 不登校への対応

不登校への対応として、あらゆる学校生活の場で自己有用感を感じさせるとともに、自他を大切にする気持ちを育みながら、他者と豊かにコミュニケーションを図ろうとする態度や、共感的人間関係の育成に努めます。

また、悩みや課題を抱えたり、学校生活になじめなかったりしている子どもたちの「心のサイン」を早い段階から見逃さず、きめ細かな個別指導や相談・支援に努めます。

### ⑤子ども家庭相談センター機能強化と市町・関係機関との連携強化

子ども家庭相談センターが組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

### 3. 子ども・若者の健やかな育ち

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や、子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、「子ども食堂」等の安全で安心な子どもの居場所や活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。

また、ヤングケアラーやケアリーバーである子ども・若者に関しては、20歳代の若者も含め、「子ども若者ケアラー」として、幅広い支援の取組を推進します。

### 4. 不登校等への対応

不登校等の状態にある子どもへの対応として、子どもにとって学校が安心して過ごすことのできる場所となるよう、学校生活のあらゆる場において自己有用感を感じさせるとともに、自他を大切にする気持ちを育みながら、他者と豊かにコミュニケーションを図ろうとする態度や、共感的人間関係の育成に努めます。

また、悩みや課題を抱えたり、学校生活になじめなかったりしている子どもの「心のサイン」を早い段階から見逃さず、きめ細かな個別指導や相談・支援に努めます。

さらに、市町が運営する教育支援センターやフリースクール等の民間団体、福祉分野の関係機関等と連携し、不登校等の状態にある子どもを含め、それぞれが自分に合った学びをできるよう、多様な学びの機会や居場所の確保を図ります。

## 5. いじめへの対応

いじめは、子どもの心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権問題です。

とりわけ今日では、携帯電話・スマートフォンの急速な普及に伴い、SNS\*などインターネットを通じて行われる誹謗中傷や仲間外し、不適切画像の掲載等のいじめが問題となっています。

こうしたいじめの防止のため、学校、地域、家庭その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

特に、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要であり、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

さらに、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、学校では、平素からすべての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、学校および教育委員会は、関係機関との情報共有を構築します。

また、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。

こうした取組とともに、児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう様々な取組を支援していきます。

## 6. ひとり親家庭に対する支援の推進

ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、就業を支援するとともに、安心して仕事と家庭を両立できるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実に取り組みます。

## 5. いじめへの対応

いじめは、子どもの心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権問題です。

とりわけ今日では、SNSなどインターネットを通じて行われる誹謗中傷や仲間外し、不適切画像の掲載等のいじめが問題となっています。

こうしたいじめの未然防止のため、学校、地域、家庭その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

特に、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要であり、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

さらに、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、学校では、平素からすべての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、学校および教育委員会は、関係機関との情報共有体制を構築します。

また、インターネットを通じて行われるいじめに関しては、情報モラル・情報リテラシーに関する教育や、子ども・保護者に対してインターネット上のいじめの現状や危険性についての周知・啓発等を行うことにより、その防止に努めるとともに、インターネット上のいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。

こうした取組とともに、子どもが協働し、主体的にいじめ問題を解決できるよう様々な取組を支援していきます。

## 6. ひとり親家庭に対する支援の推進

ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援するとともに、安心して仕事と家庭を両立できるよう多様なニーズに応じた保育サービスや日常生活面の支援の充実に取り組みます。



## 7. 子どもの貧困対策の推進

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援、貧困の状態にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援、世帯の生活を下支えするための経済的支援、子どもの能力および可能性を最大限に伸ばすための教育支援に取り組みます。

## 8. 総合的・計画的な関連施策の推進

「淡海子ども・若者プラン」に基づき、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、「滋賀県児童虐待防止計画」に基づき、児童虐待防止のための総合的な取組を行います。

さらに、「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

## 3 高齢者

### 【現状と課題】

滋賀県の総人口における65歳以上の高齢者の割合は、平成22年(2010年)には20%を超え、平成37年(2025年)には27.5%となることが予想されています。

また、認知症の人は平成37年(2025年)には65歳以上の約5人に1人になると見込まれ、国においては平成27年(2015年)1月、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定したところ。

このように高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人と共に健康で生きがいをもって安心して暮らせる社会が求められています。

しかし、高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限が設けられたりして、働く場が十分に確保されない状況があります。ま

## 7. 子どもの貧困対策の推進

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、子どもの能力および可能性を最大限に伸ばすための教育支援、貧困の状態にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援、一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援、世帯の生活を下支えするための経済的支援に取り組みます。

## 8. 総合的・計画的な関連施策の推進

「淡海子ども・若者プラン」に基づき、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、「滋賀県児童虐待防止計画」に基づき、児童虐待防止のための総合的な取組を行います。

さらに、「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

## 3 高齢者

### 【現状と課題】

滋賀県の総人口における65歳以上の高齢者の割合は、令和6年(2024年)1月1日現在で26.4%であり、高齢者数がピークとなる令和27年(2045年)頃には、高齢者は今より約6万人多い43万3千人、高齢化率は34.3%になる見込みです。

また、認知症の人は令和7年(2025年)には約7.5万人、令和22年(2040年)には10万人(65歳以上の高齢者の約4人に1人)になると見込まれており、国においては令和元年(2019年)に「認知症施策推進大綱」が策定され、令和5年(2023年)6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。今後は認知症になっても、希望と尊厳をもって、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる社会づくりを一層進めていく必要があります。

高齢者への虐待については、養護者による虐待に関する相談・通報は

た、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、虐待(介護の放棄や拒否を含む。)や、財産・金銭面等での権利侵害、施設等における身体拘束という問題もあります。

さらに、介護の長期化、介護者自身の高齢化などにより、介護をしている家族等の身体的、精神的な負担が増大している現状もあります。

### 【具体的施策】

#### 1. 健康寿命\*の延伸と高齢者の社会参加の推進

##### ① 高齢者の生きがいづくりと社会貢献の促進

高齢者が生涯学習や生涯スポーツなどを通じて活発な生きがい活動が展開されるよう支援するとともに、地域において見守り活動など高齢者が相互に支え合う活動が促進されるよう支援します。

また、高齢者の働く場が確保されるよう企業の意識啓発に努めるとともに、高齢者の就労ニーズに応じた就労支援を行います。

##### ② 総合的な健康づくりと生活習慣病の予防

高齢者が健康でいきいきとした生活をできるだけ長く継続できるよう、健全な食習慣、運動習慣の定着をめざした取組を進めます。

また、地域において、健康づくりを目的とした県民活動の展開を働

増加傾向にあります。その背景としては、高齢者虐待に関する認識の浸透があるものと考えられますが、一方では要介護施設における虐待に関する相談・通報件数は令和元年(2019年)をピークに減少に転じており、引き続き状況を注視していく必要があります。

こうした中、心身の健康や経済的な問題を抱える家族介護者が増えており、いわゆる「介護離職」が社会問題化しています。介護者本人が仕事や生活とのバランスを保ちながら、自分らしく、日常生活に満足できるような支援を行い、生活の質の向上を図っていく必要があります。

### 【具体的施策】

#### 1. 誰もが生き生きと活躍できる共生社会づくり

##### ① 高齢者一人ひとりの取組の推進

高齢者が体力に合わせて身体活動を増やす習慣づくりに向け、スポーツに取り組む機会の拡充を図るとともに、生涯学習に係る多様な県民のニーズに対応し、人づくり・地域づくりに役立つ情報提供を行うなど、高齢者の生きがいづくりを支援します。

また、高齢者の社会参加やボランティア活動を支援するほか、働く意欲のある高齢者の就労を促進するため、企業に対して中高年齢者に合った職場環境改善や職場定着等に向けた取組を促すなど、高齢者の就業促進を図ります。

さらに、誰もが健康な高齢期を迎えられるようにするため、健康に関心が向きづらい壮年期からの総合的な健康づくり対策を推進するとともに、健康寿命\*の延伸に向け、個々の高齢者の生活の質の向上が図られるよう、運動習慣や食習慣についての普及啓発活動を推進するほか、フレイル対策など介護予防やリハビリテーションに関する知識や情報について、分かりやすい発信や啓発に努めます。

##### ② 共生のまちづくり

高齢者の地域との関わり合いを進め、日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、様々な主体の協働による支え合いの機運醸成や、支え合いの仕組みづくりを支援します。

きかけるとともに、企業、民間団体等が自発的に健康づくりに取り組めるよう支援するなど社会環境の整備に努めます。

### ③ 介護予防とリハビリテーション

県民の自主的な介護予防の活動を支援するとともに、市町や福祉・介護等の事業所が行う介護予防サービスの取組を支援します。

また、リハビリテーションに係る意識啓発やリハビリテーション提供体制の整備を保健所や市町、地域包括支援センター<sup>※</sup>などの関係機関が連携を図りながら進めます。

## 2. 医療福祉・在宅看取りの推進

### ① 全県域における在宅医療・介護の一体的な推進

入院から在宅への円滑な移行を促進するとともに、在宅療養を支援する医療資源の充実と地域の特性に応じたネットワークが構築されるよう支援します。

また、重度の要介護者等の在宅生活を支えるための在宅介護サービスを充実するよう支援します。

### ② 在宅療養・看取り<sup>※</sup>を推進する気運の醸成

県民一人ひとりが希望する在宅療養・看取りが叶うよう、情報発信や意識啓発に努めるとともに、医療福祉関係者や住民を対象に、終末ケアに関する研修や啓発の取組を支援します。

また、介護予防と生活支援が一体的に提供され、高齢者自身の社会参加が促進される地域づくりに向けた支援に取り組むとともに、複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制の整備を推進します。

さらに、認知症カフェなどの仲間づくりや社会的交流、認知症に対する学習や相談機会の確保や、介護者が仕事と介護の両立を図れるようにするための企業向けの周知啓発等に取り組むことにより、介護者本人やその家族等の生活の質の向上を図ります。

高齢者の安全・安心な生活に関しては、高齢者の交通事故防止対策を推進するとともに、特殊詐欺などの高齢者の犯罪被害防止等のための取組を推進するほか、高齢者の所得水準や世帯構成等に応じた多様な賃貸住宅の選択の支援や、高齢者に配慮した居住環境の整備等に取り組めます。

また、ユニバーサルデザイン<sup>※</sup>の考え方を様々な方法により広く県民に周知し、理解を広めるなど、「ひと中心のまちづくり」を目指して、ユニバーサルデザインの導入を推進するほか、高齢者の移動支援に関する取組や、災害発生時に適切な支援が行える体制・仕組みづくりを進めます。

## 2. 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり

### ① 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進

認知症に関する正しい知識や理解を普及するため、ホームページやSNSなどを活用した情報発信や、世界アルツハイマーデー(認知症の日)等の機会を捉えた啓発に取り組むとともに、認知症サポーター<sup>※</sup>の養成等を推進します。

### ② 認知症の人と家族等を支える地域づくり

認知症の人や家族等の地域での困りごとなどに対し、認知症サポーター等による支援の仕組みづくりがさらに広がるよう支援するとともに、認知症カフェや介護者の会、仲間づくりや社会的交流、認知症

### ③在宅療養を支える人材の育成とスキルアップの仕組みの構築

医師、看護師、介護職員、介護支援専門員などの在宅療養を支える様々な専門職員の人材の確保や育成を図るため、研修や職場環境整備などの支援を行います。

### ④市町の在宅医療・介護の推進にかかる事業への支援

在宅療養に係る情報提供を行うとともに、多職種・多機関の連携や調整等に努めます。また、医療と介護の連携拠点機能の整備に向けた取組に対し支援します。

に対する学習や相談ができる機会の情報発信等を行います。

また、認知症の人が安全に外出できるよう、地域住民による見守りネットワークの構築支援や、行方不明になった際に早期に見守りできるよう、ICT機器の活用や警察などとの連携を進めるほか、認知症により運転免許証を返納した高齢者の移動支援の充実等にも取り組めます。

さらに、認知症の人が自身の思いやニーズを語り合う「本人ミーティング」など、本人発信の機会の場の普及を図り、認知症施策へ当事者の意見を反映するよう努めます。

### ③認知症の人の社会参加の促進

就労中の人でも認知症になっても、本人の意欲や能力に応じた就労を継続できるよう、企業の人事担当者向けの研修や治療と仕事の両立支援に関する情報提供を行うなど、就労継続に向けた環境整備が行えるよう支援します。

また、障害福祉分野での雇用、地域の中での社会参加等、介護保険利用前から安心して通える場、その人にあった形での社会参加が図られる仕組みづくりを進めます。

### ④認知症の人を支える医療・介護の充実

認知症の人に対する初期対応を行う認知症初期集中支援チームが円滑に活動を行うための支援を行うとともに、認知症疾患医療センターにおける専門的医療機能を充実させ、地域の関係機関・団体とともに、診断後の認知症の人や家族等に対する相談支援に取り組めます。

また、医療従事者向けの認知症対応力向上研修やフォローアップ研修や、介護従業者への認知症対応力向上研修等を実施し、認知症の人を支える人材の資質向上を図ります。

若年性認知症の人や家族等に対しては、若年性認知症コーディネーター等による介護保険や障害サービスへのつなぎや、就労継続支援など個々の状態に応じた総合的な支援の調整を行います。

### 3. 地域包括ケアの推進

#### ① 在宅医療・介護連携の強化

市町が取り組む医療と介護の関係づくりや、医療・介護サービスの一体的な提供体制づくりを支援するとともに、地域包括支援センターと地域医師会等関係団体の連携拠点づくりを支援します。

#### ② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターによる事業の推進や、相談機能の充実に向けた支援を行うとともに、そのセンターの機能強化を図るため、情報交換や研修の機会を増やし、職員の資質向上に努めます。

また、高齢者に対するケアマネジメント支援、地域に必要な資源開発や地域づくり、課題解決に向けた施策形成を行う地域ケア会議の運営等を支援します。

#### ③ 地域支援事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業が、市町や事業所において円滑に実施できるよう支援するとともに、市町が配食や買物支援、見守りなど高齢者に対する生活支援サービスを効果的に実施できるよ

### ⑤ 認知症の予防・早期発見のための体制の充実

生活習慣病の発症・重症化予防、社会参加の促進など生涯を通じた心身の健康づくりの推進、リハビリテーション専門職等と連携した自立支援のためのマネジメントの推進など、認知機能の低下の予防や認知症発症リスクの低減につながる取組を促進します。

また、認知症の症状や軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、本人・家族や周囲の人が、早期に適切な機関へ相談できるよう市町とともに取り組みます。

### 3. 暮らしを支える体制づくり

#### ① 医療福祉・在宅看取りの推進

誰もが住み慣れた地域や望む環境で、自分らしい暮らしを人生の最終段階まで安心して続け、本人や家族の希望に沿った最期を迎えることができるよう、日常療養支援体制の整備や、病院から在宅療養の移行に向けた切れ目のない入退院支援体制の構築、急変時対応体制の整備等の取組を推進します。

#### ② 高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり

地域包括支援センター※が、地域における高齢者およびその家族などの相談支援機関としての機能を適切に発揮できるよう、医療福祉推進アドバイザーの派遣や研修・情報交換会などを通じた支援を行います。

また、高齢者が地域においてその有する能力に応じて自立した生活ができるよう、市町が行う介護予防のための地域ケア個別会議の取組を推進するとともに、地域課題の解決のための地域ケア推進会議の取組を支援します。

#### ③ 高齢者の権利擁護支援の推進

市町における虐待対応ネットワークの構築支援や、市町の保健福祉関係者などを対象とした研修会等の実施、介護保険施設・事業所を対象とした身体拘束ゼロに向けた研修の実施等により、高齢者虐



う支援します。

#### **④安心して暮らすことができる高齢者の住まいの確保**

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、持家を高齢者に配慮した居住環境に整備できるよう支援します。

また、高齢期に適した公営住宅やサービス付き高齢者向け住宅への住み替え等ができるよう支援します。

#### **⑤地域での支えあいの推進**

高齢者の生活を地域で支えるため、様々な団体の協働の取組の支援、ネットワークや活動拠点の整備など、日常的な支え合いの活動を促進します。

また、介護者に対しては、相談や啓発事業の充実を図るとともに、介護者が就業を継続できるよう、就業環境の整備、就業機会の確保を図ります。

高齢者が安全に安心して生活できるよう、交通事故防止のための取組、悪質商法や特殊詐欺の被害を防ぐ取組を行うとともに、高齢者が住みやすいまちづくりのためのバリアフリーやユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>等の環境整備や、災害発生時に適切な支援などが行えるよう、地域における体制・仕組みづくりを進めます。

### **4. 認知症対策の推進**

#### **①認知症予防・啓発の推進**

市町の保健事業や介護予防事業、健康づくり事業等を認知症予防の視点から実施されるよう関係者の研修等を行うとともに、県民の認知症予防や認知症に関する意識の向上を図るため、セミナー等を開催します。

#### **②早期発見・早期対応をはじめとする医療サービスの構築**

かかりつけ医を対象に認知症への対応力の向上を図る研修等を実施するとともに、地域包括支援センター等に認知症初期集中支援チームが設置できるよう支援します。

また、認知症サポート医の養成を行うとともに、認知症疾患医療セ

待等の防止を推進します。

また、権利擁護支援に係る総合的な相談対応を行う専門アドバイザーの配置・派遣や成年後見制度<sup>※</sup>を必要とする人が利用できる体制づくりの支援、市町社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業<sup>※</sup>による支援など、権利擁護支援に係る体制整備等を推進します。

ンターの地域連携拠点機能を充実します。

### **③地域での生活を支える医療・介護サービスの構築**

市町や一般病院、介護保険施設等における認知症への対応力を向上させるため、関係職員の研修を実施するとともに、自主的な取組を支援します。

また、県全体の認知症対策の推進のために「滋賀県認知症対策推進会議」を、二次保健医療圏における認知症の人や家族支援の充実のために「地域連携協議会」や「多職種共同研修会」を設置・開催します。

### **④地域での日常生活・家族の支援の強化**

認知症の人やその家族を地域で支援する認知症地域支援推進員の設置を促進するとともに、認知症サポーター\*の養成を支援します。また、認知症の人やその関係者等が集う場として「認知症カフェ」の普及を図ります。

さらに、認知症の人の徘徊に対応するため、徘徊 SOS ネットワーク等が各市町に整備されるよう支援するなど、早期発見・早期対応の取組を進めるとともに、認知症の人や家族の相談体制の充実に努めます。

### **⑤若年認知症施策の強化**

若年認知症に関する相談が増加していることから、その状態に応じた支援や取組の強化を図ります。また、若年認知症に対する理解が進むよう、啓発や研修を実施します。

### **⑥医療・介護サービスを担う人材の育成**

認知症の人が安心して医療や介護が受けられるよう、医療従事者や介護従事者を対象とした研修の充実を図ります。

## **5. 高齢者虐待の防止と権利擁護**

### **①高齢者虐待の防止と身体的拘束廃止の推進**

高齢者虐待の防止を図るため、関係者を対象とした研修等の取組や県民を対象とした啓発を推進・支援するとともに、関係機関・団

体による高齢者虐待防止推進会議を開催し、連携を図ります。

また、介護保険施設・事業所における身体拘束の実態の把握・分析に努めるとともに、介護現場や医療機関における身体拘束の廃止に向けた取組を推進します。さらに、県民を対象に身体拘束廃止の啓発を行います。

#### ②高齢者の権利擁護と成年後見制度<sup>\*</sup>の利用促進

高齢者の財産等に関する権利侵害を防止するため、地域福祉権利擁護事業<sup>\*</sup>を実施している市町社会福祉協議会やその適正な事業運営の確保に関わっている県社会福祉協議会への支援に努めます。

また、判断能力の不十分な成年者を保護するために設けられた成年後見制度の利用が促進されるよう、成年後見サポートセンターの支援に努めます。

### 6. 総合的・計画的な高齢者施策の推進

「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」に基づき、高齢者施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### 4 障害者

##### 【現状と課題】

滋賀県の平成26年度(2014年度)における障害のある人の人数(手帳所持者)は、身体障害者53,595人、知的障害者11,961人、精神障害者7,783人と、いずれも増加傾向にあります。これらの障害者に対する福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの人が望む暮らしを実現できる社会へは、まだ多くの課題が残されています。

グループホームなど地域における住まいの場の確保、インクルーシブ教育システム<sup>\*</sup>の構築、一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備、地域における余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>のまちづくりや障害に対する理解の促

### 4. 総合的・計画的な高齢者施策の推進

「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」に基づき、高齢者施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### 4 障害者

##### 【現状と課題】

滋賀県の令和4年度(2022年度)における障害のある人の人数(手帳所持者)は、身体障害者52,601人、知的障害者16,107人、精神障害者13,399人と、いずれも増加傾向にあります。これらの障害者に対する福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの人が望む暮らしを実現できる社会へ向けては、まだ多くの課題が残されています。

平成28年(2016年)4月には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。法律では、国



進など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく必要があります。

また、障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止など障害のある人の権利を守る取組の強化が必要です。

#### 【具体的施策】

##### 1. 「ともに暮らす」

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。

また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を谷間なく届けることができるよう一層取り組みます。

##### ① 地域における住まいの場の確保

障害のある人が身近な地域で生活する拠点となるグループホームの整備や運営を支援するとともに、県営住宅への優先入居や民間賃貸住宅への入居の支援に努めます。

や自治体、民間事業者に対して、障害者の不当な差別的取扱いを禁止し、「合理的配慮<sup>※</sup>」の提供を求めています。法施行後も障害があることを理由とした差別等が発生している状況があります。

このため、法律の周知を一層進めていくとともに、法の実効性を補完し、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、共生社会づくりを目指すため、平成31年(2019年)3月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しました。

また、グループホームなど地域における住まいの場の確保、インクルーシブ教育システム<sup>※</sup>の構築、一般企業における障害者雇用への理解や雇入れのための環境整備、地域における余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザインのまちづくり、障害者虐待の防止など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく必要があります。

#### 【具体的施策】

##### 1. 共生社会づくり

##### ① 障害者差別の解消と障害者理解の促進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という障害者差別解消法の理念・目的や、「障害の社会モデル<sup>※</sup>」の考え方等について県民の理解を深めるため、周知・啓発等を行うとともに、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施や、差別解消のためのネットワーク構築に取り組みます。

また、「障害者週間」における啓発活動や、ヘルプマークなどの障害のある人に関するマークの普及促進、障害のある人による作品に

**②入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援**

地域のニーズに応じて日中活動サービス等を行う施設の整備を促進するとともに、24時間対応ができる在宅サービスの提供を図ります。

また、快適な生活ができるよう福祉用具の普及に努めるとともに、地域における移動の確保のための取組を支援します。

**③入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実**

医療的ケアの必要な重度の障害のある人が住み慣れた地域で安全に自立した生活が送れるよう支援するとともに、重度心身障害のある人、強度行動障害<sup>\*</sup>のある人、発達障害<sup>\*</sup>のある人、高次脳機能障害<sup>\*</sup>のある人などの地域生活を支える相談支援機能の強化および日中活動サービスの充実を図ります。

**④生涯を通じ一貫した支援体制の構築**

身近な場所でライフステージに応じた相談ができるよう、また福祉圏単位で専門的広域的な相談ができるよう、相談支援体制の充実強化を進めるとともに、適切なサービスが確保できるよう、サービス提供体制の整備等を進めます。

また、重度の障害のある人に対しては、専門性の高いケアマネジメントの実施を進めるとともに、発達障害のある人に対しては地域自立支援協議会<sup>\*</sup>を活用して、乳幼児期から成人期までの一貫した支援に取り組みます。

関する情報発信等を通じて、障害の理解の推進を図ります。

**②権利擁護の推進**

身体障害者・知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携促進のための取組を進めるとともに、滋賀県権利擁護センターや「障害者110番」における相談対応、成年後見制度を必要とする人が利用できる体制づくりの支援や、地域福祉権利擁護事業による支援等により、障害のある人の権利擁護の推進を図ります。

**③障害者虐待防止の取組強化**

虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ的確な対応、再発の防止等を図るため、滋賀県障害者権利擁護センターでの相談、関係機関による連携体制づくりや研修、一時保護等を行う市町の取組の支援等により、虐待防止システムの構築を進めるとともに、障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上の取組を推進します。

**④意思決定支援の推進**

障害のある人が権利の主体として、本人の意思が適切に反映された生活を送ることができ、知的障害や精神障害等に伴って自ら意思決定をすることに困難を抱える場合には必要な支援を受けられるという基本的な考え方について、県民に広く周知を図ります。

また、障害福祉サービスのケアマネジメントを担当する相談支援専門員を対象に意思決定支援に必要な姿勢や知識、技術を獲得するための研修を実施するなど、意思決定支援の実施者の育成に取り組みます。

**⑤情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実**

令和5年度に成立した「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の理念や内容について県民等に周知するとともに、障害の特性に応じた意思疎通等について県民等が学び、理解する機会の提供に努めます。

## 2. 「ともに学ぶ」

障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けられることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めるとともに、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもと共に学び合うことで、「地域で共に生きていくための力」を育成するよう取組を進めます。

### ①教育環境の充実

特別な支援を必要とする乳幼児の保育や教育の内容の充実を図るとともに、就学前から就学に向けた一貫した指導・相談体制の整備を推進します。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、小・中・

また、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助者、同行援護従事者等の人材確保に取り組むとともに、知的障害や発達障害のある人等の意思疎通が円滑に行えるようにするため、その意思疎通手段等について広く周知に努めます。

加えて、ICTの活用により障害のある人が情報の取得および利用ならびに意思疎通を円滑に行うことに資する取組を実施し、および推進します。

その他、県政に関する情報発信の際には、障害の特性に応じた手段を利用して発信するよう努めるとともに、選挙等における情報保障への配慮等に取り組み、災害発生時における意思疎通支援等や、スポーツイベント等における意思疎通支援、芸術鑑賞時におけるアクセシビリティの充実にも取り組みます。

## ⑥誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

障害のある人に制限のない誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、県内の公共施設や交通機関等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を進めるとともに、公営住宅をはじめとする住宅のバリアフリー化の取組を進めます。

## 2. ともに暮らす

### ①地域における住まいの場の確保

障害のある人が障害の程度に関わりなく身近な地域で自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームの整備や運営を支援するとともに、県営住宅への入居機会の拡大や、民間賃貸住宅への入居支援に取り組みます。

高等学校、特別支援学校の教育内容の充実に努めます。

### **②障害のある児童生徒への教育、相談支援体制の充実**

障害のある児童生徒の教育的ニーズに即した教育活動を展開するとともに、企業、労働、福祉関係機関等と連携しながら、生徒の希望や障害に応じた就業支援を推進します。学校ぐるみの取組を図るため、すべての教職員の資質向上を図ります。

また、総合教育センターは幼児児童生徒やその保護者、担当する教職員等の相談に対応するとともに、特別支援学校は、その専門性等を活かし、小中学校等の教職員や保護者の相談等に対応し、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めます。

### **③学校や地域における交流および共同学習の推進**

障害のある子どもとない子どもがお互いを理解し、助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学ぶため、交流および共同学習を推進します。

小・中学校においては、講話や体験学習等を通じて、児童生徒や保護者の障害者理解の促進を図るとともに、地域における活動においても障害のある子どもが十分活動できるよう、主催者に対して指導助言を行います。

また、小・中学校においては、福祉読本を活用し、福祉への関心や理解を深めるよう努めます。

## **3. 「ともに働く」**

県内民間企業における障害者の実雇用率は、平成27年(2015年)6月1日現在で1.98%であり、なお法定雇用率2.0%を下回っています。

また、法定雇用率達成企業の割合についても、59.1%にとどまっています。

### **②障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実**

地域のニーズに応じて障害のある人の在宅生活を支えるサービスの整備を促進するとともに、障害者支援施設や精神科病院、グループホームなどを退院・退所した人等の助言や相談支援等を行うサービスや、日常生活を支える日中活動サービス等を行う事業所等の整備を促進します。

また、障害のある人の「親亡き後」を見据えた地域の体制づくりの機能等を有する地域生活支援拠点等の整備や、福祉用具の普及と補装具の適切な支給への支援、移動支援の推進等に取り組みます。

### **③地域生活を支える相談支援体制の充実やサービスの質の確保と向上に向けた取組**

障害のある人が生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所でライフステージに応じた相談ができるよう、また、各福祉圏域で総合的・専門的な相談支援が実施できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、適切なサービスの提供が確保できるよう、サービス提供体制の整備等を推進します。

### **④障害特性等に応じた支援の充実**

重症心身障害児者および医療的ケア児者、行動障害のある人、発達障害<sup>\*</sup>のある人、精神障害のある人、高次脳機能障害<sup>\*</sup>のある人など、それぞれの障害特性等に応じた相談支援の充実、支援人材の養成・確保、地域支援基盤の充実等の取組を推進します。

## **3. ともに育ち・学ぶ**

さらに、平成27年(2015年)4月から「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大され、平成30年(2018年)4月から、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されるなど、さらなる障害者雇用の促進を図る必要があることから、引き続き企業等において障害者雇用に対する理解が広がるよう、関係機関と連携を図りながら周知啓発に努めます。

労働・福祉・教育の連携を図り、障害のある人の企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上をめざします。

### ①企業で働く人や働きたい人への支援

働き・暮らし応援センター※などで就労支援、生活支援、職場開拓、職場定着支援等を実施するとともに、障害のある人の就労意欲や職業能力の向上を図るため、訓練や実習の機会を確保します。

また、福祉施設や特別支援学校から企業への就労を促進するための取組を支援します。

### ②企業や事業所への障害者雇用についての理解の促進

企業等における障害のある人の雇用に対する理解が促進されるよう、関係機関と連携を図りながら周知啓発に努めます。

### ③企業で働くことが困難な人への支援

一般企業での就労が困難な人の訓練・雇用の場である就労支援施設等に対し、その運営等を支援します。

### ①健やかな育ち

地域における発達支援体制の強化、重症心身障害児や医療的ケア児や難聴児に対する支援体制の強化、障害児入所施設における家庭に近い暮らしと地域生活への移行支援の提供等に取り組むことにより、乳幼児期から学齢期、入学や進学等により途切れることなく、ライフステージに応じた適切な支援が切れ目なく提供される体制の充実を促進します。

### ②特別支援教育の充実

「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障害のある子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、多様な学びの機会を確保するとともに、就学相談や支援体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を充実するため、特別支援学校と小学校の双方に学籍を置く「副籍制度」のほか、特別支援学校の分教室や高等養護学校での交流を進め、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。

### ③教育と福祉の一層の連携等の推進

地域における障害のある子どもの支援を充実するために、滋賀県障害者自立支援協議会等の機会を活用し、学校と障害児通所支援事業所等の関係を構築するための機会の促進を図るとともに、保護者支援を推進します。



#### ④企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

障害のある人の就労・生活を支援するネットワークの充実、就労支援や雇用創出に向けたシステムづくり、また、働いている障害のある人の健康管理などの取組を進めるため企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化を図ります。

#### 4. 「ともに活動する」

スポーツや芸術活動の推進、余暇活動の充実、地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

##### ①障害のある人のスポーツの推進

障害者スポーツの組織化を促進するとともに、関係機関団体と連携しながらスポーツを始めるきっかけづくりや指導者の養成などに努めます。

また、身近な地域での協議会やイベントなどを通じて、障害のある人がスポーツやレクリエーションを気軽に楽しむことができる環境整備に努めます。

##### ②障害のある人の文化芸術活動の推進

障害のある人の地域での文化芸術活動の場を提供するなど、多様な活動を支援します。

また、絵画や陶芸などの表現を芸術の観点から評価し、その創作活動などの振興を図ります。

##### ③地域における余暇活動の支援

障害のある人の地域における余暇活動の充実を図るため、地域や団体が主体的に行う取組を支援します。

#### 4. ともに働く

##### ①企業で働く人や働きたい人への支援の充実

企業において障害のある人の雇用が促進されるよう、関係機関と連携を図りながら障害者雇用の促進のための周知・啓発を行うとともに、雇用分野における障害者差別解消についての周知・啓発を行うことにより、障害のある人の安定的な雇用の促進を図ります。

また、障害者働き・暮らし応援センター<sup>※</sup>による職場開拓の実施等により、障害のある人の雇用の場の確保を推進するとともに、障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大や、介護等の場・農業分野など、多様な分野における体験・実習・訓練の場の開拓および確保に取り組みます。

##### ②福祉的就労の場における支援の充実

一般就労に向けた訓練の場であり、また一般企業での就労が困難である人が働く場である就労移行支援や就労継続支援等の施設の整備を促進するとともに、就労支援事業所等で働く障害のある人の就労収入の向上に向けた取組を進めます。

##### ③障害特性に応じた就労支援

知的障害や発達障害、精神障害など、それぞれの障害の特性に応じた就労を支援するため、障害の特性理解の周知や、関係機関との情報の共有、支援体制の充実に向けた取組等を行います。

#### ④社会参加の促進

障害者団体等で構成された障害者社会参加推進センター※による障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動や研修会などの取組を推進するとともに、各地域で実施されている様々な社会参加を図るための取組を促進します。

また、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の給付や啓発を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。

#### ⑤障害のある人の本人活動や交流への支援

障害のある人の様々な活動を支援するとともに、地域における交流の促進を図ります。

また、障害のある人の地域生活を支援するため県民のボランティア活動を一層促進します。

### 5. 共生のまちづくり

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。

#### ①障害者理解の促進

「障害者週間」における啓発活動やアール・ブリュット※作品に関する情報発信等により障害者理解の促進を図ります。

#### ②差別の解消および権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の周知を図るとともに、相談や紛争解決の体制整備を進めます。

また、障害者虐待の防止に向けた取組を進めるとともに、滋賀県権利擁護センターでの相談対応や地域福祉権利擁護事業※の推進

#### ④教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実

障害者働き暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実や、県の各部局・分野を超えた連携の推進等により、教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実を図ります。

### 5. ともに活動する

#### ①障害のある人のスポーツの推進

障害のある人もない人も一緒にスポーツに取り組める機会づくりを推進するとともに、障害のある人が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、障害者スポーツ関係団体等と連携し、気軽に参加できるイベントや大会等を開催します。

また、令和7年に開催する「わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)」に向けて、障害者スポーツの理解促進を図り、関心を高めるとともに、スポーツを通じた障害のある人の「からだところの健康」と共生社会の実現をめざします。

#### ②障害のある人の文化芸術活動の推進

障害のある人が障害のない人と同様に文化芸術を鑑賞できるよう、アクセシビリティの充実を図るとともに、障害のある人の創造活動への参加促進と発表機会の充実に取り組みます。

また、県内各地の福祉の現場で生み出されてきた造形の魅力発

等により障害のある人の権利擁護の推進を図ります。

### **③意思疎通支援や情報アクセシビリティ<sup>※</sup>の充実**

聴覚障害者との円滑な意思疎通を確保するため手話通訳者、要約筆記者の養成、確保、派遣を行います。

視覚障害者の日常生活に必要な情報を点字・音声での広報などで提供を行うとともに、点訳・音訳ボランティアの養成などを行います。

さらに、障害のある人のIT利用を推進するため講習会などを実施するとともに、支援を行うボランティアの養成などを行います。

特に、障害のある人が災害や犯罪の被害者とならないように障害の特性を踏まえた情報提供などに努めます。

### **④福祉のまちづくりの推進**

公営住宅をはじめとする住宅のバリアフリー化や交通機関などの公共施設のユニバーサルデザイン化を促進するなどにより、福祉のまちづくりを推進します。

信、アートと障害とのかかわりをテーマにフォーラムや情報提供を行う全国規模のネットワーク組織の運営などに取り組みます。

### **③障害のある人の読書活動の推進**

「滋賀県読書バリアフリー計画」に基づき、障害により活字によって表現された書籍を読むことが難しい人や、書籍を持ったページをめくったりすることが難しい人の読書環境を整備するとともに、読書バリアフリーの周知・啓発に取り組みます。

### **④地域における余暇活動の機会の充実や社会参加の促進**

障害のある人によるレクリエーションや旅行など、地域や団体が主体的に進める取組を支援することにより、地域における余暇活動の充実を図ります。

また、障害者社会参加推進センター<sup>※</sup>による障害者理解を深めるための啓発活動や研修会などの障害のある人自らによる取組を推進するとともに、障害のある人の地域における社会参加を促進するため、各地域でのサロン事業や余暇活動支援、身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の普及啓発等を行います。

### **⑤障害のある人の本人活動や交流への支援**

障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をすることによる自己実現や社会への参画を促進するとともに、同じ障害のある人による支援活動（ピアサポート）を促進します。

また、障害のある人と高齢者や子ども、地域の人たちが自然にふれあいながら、身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進めるほか、県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づ

## ⑤障害者施策の総合的な推進

「滋賀県障害者プラン」に基づきすべての人がいきいきと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現をめざし、福祉、雇用、教育、保健・医療などの幅広い連携のもと、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります

## 5 同和問題

### 【現状と課題】

昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた較差も大きく改善されました。このため、平成14年(2002年)度以降は、なお残された課題については、一般対策により取り組むこととしました。

今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題に即した効果的な取組が引き続き求められています。

また、同和問題に対する誤った考え方や差別意識が払拭しきれず、同和問題(同和地区)への関わりを避けようとする意識が未だに残っており、住宅購入等における同和地区問い合わせ事件やインターネット等を悪用して、同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、個人・団体を誹謗中傷するなどの悪質な事象が発生しています。このため、効果的な教育・啓発活動を、国、県、市町、関係機関・団体など多様な主体が一層連携し、積極的に進める必要があります。

同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為<sup>※</sup>」の根絶に向けても取り組む必要があります。

くりを進めます。

## 6. 障害者施策の総合的な推進

「滋賀県障害者プラン2021」に基づき、すべての人が持っている力を発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現をめざし、福祉、雇用、教育、保健医療などの幅広い連携のもと、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

## 5 部落差別(同和問題)

### 【現状と課題】

日本固有の人権問題である部落差別(同和問題)は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活のうえで様々な差別を受けるといった問題です。

昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、県では、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた較差も大きく改善されました。

このため、平成14年度(2002年度)以降は、なお残された課題については、一般対策により取り組むこととしました。

こうした中、平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及等、情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別を解消することが重要な課題であると示されました。

今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題に即した効果的な取組が引き続き求められています。

また、同和問題に対する誤った考え方や差別意識が払拭しきれず、同和地区への関わりを避けようとする意識が未だに残っており、住宅購入

### 【具体的施策】

#### 1. 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発

##### ①啓発活動の推進

県民や事業者の同和問題に対する理解・認識を深め、実践に結びつく機運を醸成する効果的な啓発活動を推進します。

特に、9月の「同和問題啓発強調月間」にはイベントの開催等、県民の心に訴える啓発活動を集中的に実施します。

##### ②教育の推進

人間の尊厳を基本に、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野が相互に連携し、人権を尊重する人間の育成と社会の実現をめざすため、これまでの同和教育の成果を基盤に据えた人権教育を積極的に推進します。

##### ③関係機関・団体と連携した取組の推進

同和問題をはじめとする人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を実施する(公財)滋賀県人権センターなど関係機関・団体と連携した取組を推進します。

等における同和地区問い合わせ事件や身元調査を目的とした戸籍等の不正取得事件、インターネット等を悪用して同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、個人・団体を誹謗中傷したりするなどの悪質な事象が発生しています。このため、効果的な教育・啓発活動を、国、県、市町、関係機関・団体など多様な主体が一層連携し、積極的に進める必要があります。

同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為<sup>※</sup>」の根絶に向けても取り組む必要があります。

### 【具体的施策】

#### 1. 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発

##### ①啓発活動の推進

県民や事業者の同和問題に対する理解・認識を深め、実践に結びつく機運を醸成する効果的な啓発活動を推進します。

特に、9月の「同和問題啓発強調月間」にはイベントの開催等、県民の心に訴える啓発活動を集中的に実施します。

##### ②教育の推進

人間の尊厳を基本に、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野が相互に連携し、人権を尊重する人間の育成と社会の実現をめざすため、これまでの同和教育の成果を基盤に据えた人権教育を積極的に推進します。

##### ③関係機関・団体と連携した取組の推進

同和問題をはじめとする人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を実施する(公財)滋賀県人権センターなど関係機関・団体と連携した取組を推進します。



## 2. 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため、各種事業を総合的に行う地域総合センター※が、地域の実情に即した事業を実施し、連帯意識と自立意識の高揚を図り、まちづくりと人づくりの役割を果たすよう、関係機関との連携のもとに必要な助言と支援を行います。

## 3. えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除のため、国と連携し啓発活動を展開するとともに、「えせ同和行為防止滋賀県民会議」構成団体を中心に、えせ同和行為に関する相談活動や情報収集・提供などの取組を進めます。

## 4. 同和行政の総合的な推進

同和行政に係る施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため設置された「同和対策本部」の権限と機能を活用し、同和問題の早期解決に向けて、一般対策による積極的・効果的な事業執行に取り組めます。

## 2. 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため、各種事業を総合的に行う地域総合センター※が、地域の実情に即した事業を実施し、まちづくりと人づくりの役割を果たすよう、関係機関との連携のもとに必要な助言と支援を行います。

## 3. インターネット上の差別書き込み等への対応

インターネット上での部落差別に関する個人・団体への誹謗中傷、差別を助長・拡散する書き込み、部落地名一覧・被差別部落で撮影した写真や動画の掲載等の行為に対して、その防止のための啓発を行うとともに、必要に応じて法務局への削除要請依頼等の個別対応を行います。

また、戸籍等の不正取得の抑止効果が期待できる「事前登録型本人通知制度※」の周知、啓発などに取り組むことにより、身元調査の防止を推進します。

さらに、「滋賀県宅地建物取引業における人権問題に関する指針※」の周知を徹底することにより、住宅購入等における同和地区問い合わせの防止を図ります。

## 4. えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除のため、国と連携し啓発活動を展開するとともに、「えせ同和行為防止滋賀県民会議」構成団体を中心に、えせ同和行為に関する相談活動や情報収集・提供などの取組を進めます。

## 5. 同和行政の総合的な推進

同和行政に係る施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため設置された「同和対策本部」の権限と機能を活用し、同和問題の早期解決に向けて、一般対策による積極的・効果的な事業執行に取り組めます。

## 6 外国人

### 【現状と課題】

滋賀県には、平成27年(2015年)12月末現在23,833人の外国人の方が住んでおられ、その内訳はブラジル30.1%、韓国・朝鮮20.1%、中国・台湾19.6%などとなっています。

平成元年(1989年)に「出入国管理及び難民認定法」が改正、翌2年(1990年)に施行されたことにより、日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、県においても南米国籍の日系人を中心に外国人人口が増加しました。

これらの外国人住民の多くは、派遣や請負の雇用形態で、製造業等の現場を中心として就労していることから、県の外国人人口は経済状況の変化により大きな影響を受けています。今後は、アジア地域からの技能実習生や国において受入れ拡大が検討されている留学生、国際結婚による外国人配偶者などについては増加が予想され、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況の下、日本人住民と外国人住民が、共に多文化共生の社会づくりを推進し、一人ひとりの多様性が認められ、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた社会づくりが求められています。

### 【具体的施策】

#### 1. ところが通じるコミュニケーション支援

##### ①地域における情報の多言語化

外国人住民の生活に必要な情報や、外国人住民に周知する必要があると考えられる情報を中心に、外国人住民のニーズを踏まえ、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、わかりやすい表記による提供を推進します。

## 6 外国人

### 【現状と課題】

滋賀県には、令和4年(2022年)12月末現在36,158人の外国人の方が住んでおられ、その内訳はブラジル25.7%、ベトナム22.4%、中国12.5%などとなっています。

国においては、平成30年(2018年)6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」において、深刻な人手不足を背景に、外国人材の受入れを拡大する方針が示されました。これを受け、平成31年(2019年)4月には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新たに創設された在留資格「特定技能」による外国人の受入れが開始されました。

以上の背景から、県内でも近年は東南アジア地域出身の技能実習生を中心に、ベトナム、インドネシア国籍の人が増加するなど、多国籍化の傾向が見られており、今後、更なる多国籍化の進展や言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況の下、滋賀県で働き、暮らし、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指した取組を推進することが求められています。

### 【具体的施策】

#### 1. ところが通じるコミュニケーション支援

##### ①地域における情報の多言語化

外国人県民等の生活に必要な情報や、外国人県民等に周知する必要があると考えられる情報ははじめ、レクリエーションに関する情報など、外国人県民等のニーズを踏まえ、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、理解しやすい表記による提供を推進します。

## ②日本語および日本社会についての学習機会の提供

外国人住民に対し、日本語や日本社会について学習する必要性への理解を促進し、多様な主体が連携して、学習機会の提供に努めます。

## 2. 安心して暮らせる生活支援

### ①安心して働ける・暮らせる環境の整備

多様な媒体を活用して多言語による生活情報等を提供する中で、労働関係の相談や情報提供に努めます。

また、外国人住民がその能力を發揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人住民を対象とした職業能力開発の支援を行います。

### ②教育環境の整備

外国人児童生徒に対する日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、児童生徒の母語<sup>\*</sup>による学習サポートなどを行います。

また、外国人児童生徒を担当する教職員などを対象に、日本語指導や適応指導などに関する研修の充実や、児童生徒の国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進する人材の育成に努めます。

さらに、不就学を解消するため、学校での受入れ体制の整備や不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うなど、就学に向けた取組を推進します。

### ③安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する情報の提供に努めます。

また、外国語対応が可能な医療機関の情報提供を行うとともに、多言語医療通訳ネットワーク整備事業などを通じ、医療機関の多言語通訳ネットワークの整備を支援します。

さらに、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの

## ②日本語および日本社会についての学習機会の提供

外国人県民等に対し、日本語や日本社会について学習する必要性への理解を促進するとともに、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、ボランティアなどが連携して、学習機会の提供に努めます。

## 2. 安心して暮らせる生活支援

### ①安心して暮らせる居住支援

外国人県民等の賃貸住宅などへの入居の円滑化を推進するため、不動産関係者や支援団体などと連携して、入居支援を行います。

### ②安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

外国人県民等も安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する多言語での情報提供に努めます。

また、外国人県民が地域社会から孤立しないよう、相談支援における福祉関係者との連携を推進します。

福祉関係者との連携を推進します。

#### ④災害時への対応

外国人住民に対して、「自助」に加え、「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供、防災訓練への参加を促進します。

また、関係機関とのネットワークを構築し、災害時の外国人被災者への支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

#### ⑤生活安全における支援の充実

外国人住民が文化や生活習慣などの違いを乗り越え、日本社会の中で、共に安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、犯罪の当事者(加害者や被害者)にならないための啓発活動を、雇用企業などと連携しながら推進します。

#### ③災害時への対応

外国人県民等に対して、「自助」に加え、「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供、防災訓練への参加を促進します。

また、関係機関とのネットワークを構築し、災害時の外国人県民等への支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

#### ④生活安全における支援の充実

外国人県民等が文化や生活習慣などの違いを乗り越え、日本社会の中で共に安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、事故や犯罪の当事者にならないための啓発活動を、外国人が就業する企業や外国人県民などと連携しながら推進します。

### 3. 外国人材の活躍支援

外国人材に対して労働関係の相談や情報提供に努めるとともに、外国人材の受入れ支援等を行う国の機関や関係団体と連携し、採用や定着に関する情報を収集し、企業等へ提供します。

### 4. 次世代を担う人材の育成

外国人児童生徒等に対する日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、母語<sup>※</sup>による学習サポートなどを行います。

また、外国人児童生徒等を担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導、多文化共生などに関する研修の充実や、子どもの国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進する人材の育成に努めます。

さらに、不就学者を出さないように学校での受入れ体制の整備や就学に向けた取組を推進します。

### 3. 活力ある多文化共生の地域づくり

#### ①地域社会に対する意識啓発

日本人住民と外国人住民との相互理解を促進し、多文化共生を推進するため、様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行い、その基礎となる交流の場づくりを推進します。

また、すべての人の人権が尊重される豊かな多文化共生社会をめざし、県民一人ひとりが人権意識を高められるよう啓発を推進します。

#### ②外国人住民の自立と社会参画

日本人住民と外国人住民が互いを認め合い、同じ地域で共に暮らす仲間・パートナーとして共に築く地域づくりをめざし、関係機関と連携し、外国人住民に対し地域活動への理解や参加を推進します。

また、外国人住民から言葉や文化を学ぶ機会を増やすなど、外国人住民が持つ異なる文化や言語などを通じた社会参画を推進します。

#### ③多様性を活かした地域づくり

「日本人住民よし」「外国人住民よし」「地域よし」の三方よしの多文化共生社会をめざし、全員参加型の社会づくりを推進します。

また、外国人住民が語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を通じて地域に貢献できる環境づくりを推進します。

### 4. 総合的・計画的な多文化共生施策の推進

「滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)」に基づき、多文化共生施策を総合的・計画的に推進します。

### 5. 活力ある多文化共生の地域づくり

#### ①地域社会に対する意識啓発

日本人住民と外国人県民等との相互理解を促進し、多文化共生を推進するため、様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行うとともに、その基礎となる交流の場づくりを推進します。

また、地域の国際交流やホームステイの受入れ、外国語や文化の学習機会等を通じて、県民の国際感覚の育成を推進します。

#### ②多様性を活かした地域づくり

国籍などの違いにかかわらず、地域で暮らす県民が相互に理解を深め、多様性を尊重しながら共に築く地域づくりを目指して、外国人県民等に対する自治会などの地域活動への理解や参加を推進するとともに、地域社会で孤立しがちな留学生や労働者、外国人の配偶者などが交流を図れるよう、交流の機会づくりを促進します。

また、外国人県民等から言葉や文化を学べる機会を増やすなど、外国人県民等がもつ語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を活かした社会参画を促進し、地域の活性化やグローバル化などに貢献できる環境づくりを推進します。

### 6. 総合的・計画的な多文化共生施策の推進

「滋賀県多文化共生推進プラン」に基づき、多文化共生施策を総合的・計画的に推進します。



## 7 患者

### 【現状と課題】

少子・高齢化の一層の進行、がんや認知症患者の増加など疾病構造の変化、医療技術・情報化の進展などにより、健康や病気に関する県民のニーズは多様化・高度化しており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

さらに、今後の高齢者の急速な増加に伴い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療と福祉が一体となり生活を支える仕組みが必要となります。

患者一人ひとりのクオリティ・オブ・ライフ<sup>\*</sup>(生活の質)の確保・向上という面から見て、在宅医療を含めた療養環境のさらなる整備が求められています。

また、医療従事者と患者とのコミュニケーションや相互理解の取組をさらに進める必要があります。県民の医療安全に対する関心は高まってきており、医療事故や医療過誤等を含めた医療行為に関わる問題について、患者や家族の立場から相談できる医療安全相談機能の充実が求められています。

難病患者、エイズ患者・HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病患者等に対して、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。特に、ハンセン病療養所入所者等については、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況にあります。

また、死因の1位を占めるがんの患者およびその家族については、療養しながらの就労や就学および社会活動への参加の促進が課題となっています。

### 【具体的施策】

#### 1. 医療福祉提供体制の整備

## 7 患者

### 【現状と課題】

少子・高齢化の一層の進行、がんや認知症患者の増加など疾病構造の変化、医療技術・情報化の進展などにより、健康や病気に関する県民のニーズは多様化・高度化しており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

このような状況の中、在宅医療に関わる機関数、従事者数が増加し、医師・歯科医師・歯科衛生士・看護師・薬剤師・リハビリテーション専門職・管理栄養士のいずれの職種も訪問を受ける方の増加がみられ、在宅医療ニーズへの対応に係る体制が進みつつあります。今後、さらなる高齢化の進展に伴い、医療的管理を要する在宅療養者の増加がみられる中で、増大かつ多様化する在宅医療ニーズに対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と福祉が一体となり生活を支える仕組みが必要となります。

また、患者と医療関係者の望ましい関係の構築のため、医療従事者と患者とのコミュニケーションや相互理解への取組をさらに進める必要があります。県民の医療安全に対する関心は高まってきており、患者や家族の立場から医療行為に関わる問題について相談できる医療安全相談機能の充実が求められています。

難病患者、エイズ患者・HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病患者等に対して、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。特に、ハンセン病療養所入所者等については、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況にあります。

また、死因の1位を占めるがんの患者およびその家族については、療養しながらの就労や就学および社会活動への参加の促進が課題となっています。

### 【具体的施策】

#### 1. 医療福祉提供体制の整備

### ①地域医療体制等の整備

県民が安心して質の高い医療を受けられるよう、保健と医療および医療機関相互の連携を図るとともに、地域の实情に応じて効果的、効率的な医療体制の整備・充実を図ります。また、中核的な病院、公的医療機関等の近代化や高度・専門医療などの施設整備等に対して支援します。

### ②保健所機能の充実強化

二次保健医療圏の圏域を基本として、保健所がコーディネーターの役割を果たしながら、関係機関や住民の参加によるネットワークづくりを進め、地域・住民が守り育てる医療福祉の実現に努めます。

### ③在宅医療体制の充実

本人が望む場所で、本人の意思に沿った医療的ケアを行えるよう、医療福祉関係者が情報共有と連携に努め、療養・終末期ケア・看取りが可能な体制の整備に努めます。

## 2. 安全、安心な医療福祉サービスの提供

### ①医療安全相談機能の充実

医療安全対策を進めるため設置した「医療安全相談室」において、医療に関する患者や家族からの苦情、相談に迅速に対応するとともに、医療機関などへの情報提供に努めます。

### ①地域医療体制の整備や医療機関の機能分化と連携

県民が安心して質の高い医療を受けられるよう、保健と医療および医療機関相互の連携を図ります。

また、地域の医療機関の機能の分化と連携を進めるとともに、在宅医療を進めることで、急性期から回復期、慢性期、在宅に至るまでの体制を構築します。

### ②医療と介護の一層の連携

医療と介護の一層の連携を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

また、高齢者の増加に伴い新たに生じる在宅医療・介護サービス需要に適切に対応しながら、県民が適切な場所で必要なサービスを受けることができるよう、医療・介護のサービス提供体制の整備を推進します。

### ③保健所機能の充実強化

二次保健医療圏の圏域を基本として、保健所がコーディネーターの役割を果たしながら、関係機関や住民の参加によるネットワークづくりを進め、地域住民が守り育てる医療福祉の実現に努めます。

## 2. 安全、安心な医療福祉サービスの提供

### ①医療安全相談機能の充実

医療安全対策を進めるために設置した「医療安全相談室」において、関係機関等と連携しながら、患者や家族等からの相談等に対して必要に応じて医療機関に助言し、患者等と医療関係者、医療機関との信頼関係の構築に努めます。

## ②医療機能情報公開の推進

病院、診療所、助産所および薬局の持っている機能情報を提供することにより、県民自らが適切な医療サービスの選択ができるよう支援します。

### 3. 正しい知識の普及啓発等

患者やその家族に対する差別や偏見をなくすため、難病、エイズ、肝炎、ハンセン病などに対する正しい知識の普及啓発に努めます。

社会復帰が困難な、ハンセン病療養所に入所されている本県出身者の一時帰省招待事業を継続します。

### 4. 難病患者への支援の充実

滋賀県難病相談・支援センター<sup>※</sup>や各保健所において、患者および家族に対し相談事業や研修事業等を実施します。

また、重症難病患者に対する入院施設の確保や、在宅療養の難病患者が、介護者(家族など)の休養のために一時的に入院するレスパイト入院<sup>※</sup>を推進するための受入体制整備の事業を行います。

### 5. 総合的な保健・医療・福祉施策の推進

「滋賀県保健医療計画」や「健康いきいき21－健康しが推進プラン－」に基づき、安全で安心できる医療体制の確立や健康づくりの推進、疾病の予防、治療、在宅療養に至るまでの総合的な保健・医療・福祉

## ②医療機能情報公開の推進

県民が自ら適切な医療機関を選択できるよう、インターネット上で医療機関の診療科目や診療時間等の情報を公表する「医療情報ネット」の周知や利用促進を図るとともに、公表している医療機能情報を随時更新し、信頼性の高い情報提供ができるよう努めます。

### 3. 正しい知識の普及啓発等

患者やその家族に対する差別や偏見をなくすため、難病、エイズ、肝炎、ハンセン病などに対する正しい知識の普及啓発に努めます。

社会復帰が困難な、ハンセン病療養所に入所されている本県出身者の一時帰省招待事業を継続します。

### 4. 難病患者への支援の充実

難病患者が安心して地域で療養できるようにするため、重症難病患者一時入院(レスパイト入院<sup>※</sup>)受入体制整備事業を継続的に実施するとともに、在宅療養支援従事者の資質向上に努めます。

また、難病患者が必要な時に気軽に相談でき、適切な支援が受けられる環境と居場所を作るため、難病相談支援センターによる相談対応、講演会、交流会、ピアサポート事業等を実施するとともに、保健所による相談対応や従事者研修会事業等を実施し、地域の支援体制の整備を図ります。

さらに、難病患者の適切な福祉サービスの活用と社会参加を進めるため、県民に対する疾病や療養生活等の難病に関する普及啓発や、難病患者および医療機関に対する治療や仕事の両立支援の周知啓発等の取組を図ります。

### 5. 総合的な保健・医療・福祉施策の推進

「滋賀県保健医療計画」や「健康いきいき21－健康しが推進プラン－」に基づき、安全で安心できる医療体制の確立や健康づくりの推進、疾病の予防、治療、在宅療養に至るまでの総合的な保健・医療・福祉

施策を推進します。

## 8 犯罪被害者等

### 【現状と課題】

犯罪被害者およびその家族または遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多くの分野にわたる支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが必要です。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が、一日も早くもとの平穏な日常生活に復帰できるよう支援するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し二次的被害を生じさせない社会づくりの取組を推進します。

### 【具体的施策】

#### 1. 平穏な日常生活への復帰の支援

(1)情報提供・相談体制の充実

施策を推進します。

## 8 犯罪被害者等

### 【現状と課題】

犯罪被害者およびその家族または遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多くの分野にわたる支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが必要です。

このような状況を踏まえ、県では、平成30年(2018年)4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための支援施策を推進するため、同年10月に「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

犯罪被害者等が、一日も早くもとの平穏な日常生活に復帰できるよう支援するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し二次的被害を生じさせない社会づくりの取組を推進することが求められています。

また、近年は社会の様々な場面で、被害者の性別を問わず、性犯罪・性暴力被害の発生・増加が大きな問題となっています。性犯罪・性暴力は被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるものであることから、その未然防止を図るとともに、被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行うことが特に重要です。

### 【具体的施策】

#### 1. 平穏な日常生活への復帰の支援

(1)総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実



**①総合的対応窓口の設置等による情報提供体制の充実**

「犯罪被害者等総合窓口」を設置するなど、犯罪被害者等の状況に応じた適切な情報提供を推進します。

**②犯罪被害者等の状況に応じた相談体制等の充実**

被害の状況に応じた各分野における相談体制等の充実と、「滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク」による関係各機関相互の密接な連携を進め、途切れることのない支援体制を充実させます。

また、性暴力被害者に対し、総合的な支援を可能な限り1か所で提供するため「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(通称SATOCO<sup>※</sup>)」を開設し、被害者の心身の負担を軽減しその回復を図ります。

**(2)深刻な犯罪被害からの回復支援**

**①精神的被害からの回復支援**

地域、学校、警察等、様々な施策の活用と関係機関の連携により、犯罪被害者等の心のケアに取り組みます。

**②日常生活への復帰に向けた支援**

住宅、雇用の確保や警察における犯罪被害給付制度等の適正

**①関係機関・団体の連携、協力による総合的な支援体制の整備**

犯罪被害者等の被害の状況に応じた各分野における相談体制等の充実と関係各機関・団体相互の密接な連携を図ることで、途切れることのない支援を実施します。

さらに、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に、国や市町、民間被害者支援団体、関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援をワンストップで実施します。

特に、性犯罪・性暴力被害については、滋賀県産科婦人科医会、(公社)おうみ犯罪被害者支援センター、県警察および県の4者連携により、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO<sup>※</sup>)を設置し、24時間365日ホットラインをはじめ、性暴力被害者への総合的な支援を可能な限り1箇所で提供し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図ります。

**②犯罪被害者等を支える人材の養成**

犯罪被害者等の支援の充実を図るためには、犯罪被害者等からの相談や支援を行う人材を養成することが必要であることから、関係者に対する教育、研修等を実施し、犯罪被害者等を社会で支える人材の養成を推進します。

**(2)深刻な犯罪被害からの回復支援**

**①心身に受けた影響からの回復支援**

犯罪被害者等が受けた身体的・精神的な被害からの回復を支援するため、関係機関がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携して、犯罪被害者等に寄り添った心身のケアに取り組みます。

**②犯罪被害者等の安全の確保**

犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止す



な運用のほか、各種福祉制度等を活用して、犯罪被害者等の日常生活への復帰に向けた支援を進めます。

### **③安全の確保**

安全確保のための一時保護の実施や警察による再被害防止対策など、犯罪被害者等の不安の軽減と安全の確保のための措置を講じます。

## **2. 犯罪被害者等を支える社会づくり**

### **(1)犯罪被害者等についての県民理解の促進**

#### **①犯罪被害者等の置かれている状況等に関する広報啓発・教育の充実**

犯罪被害者等が置かれている状況や平穏な日常生活への配慮の重要性等について学習する機会の提供や、被害に遭った方々の人権尊重に関する教育を地域や学校等において実施するとともに、各種媒体を利用した広報、啓発活動を実施します。さらに、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)を中心として、関係機関、団体等と連携、協力しながら効果的な啓発活動を推進します。

#### **②犯罪被害者等を社会で支える人材育成の推進**

捜査や犯罪被害者等の保護、支援の過程で二次的な被害が生じないように、関係者に対する教育、研修等を実施し、犯罪被害者等を社会で支える人材の育成を推進します。

### **(2)民間支援団体への支援**

多種多様な課題を抱える犯罪被害者等が、いつでもどこでも必要な支援が受けられるよう、重要な役割を担う民間支援団体を支援します。

るとともに、その安全を確保するため、一時保護や施設への入所による保護、防犯に係る指導や助言、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保など、犯罪被害者等の不安の軽減と安全確保のための措置を講じます。

### **③平穏な生活への復帰に向けた支援**

犯罪被害に起因して、転居や失職、経済的困窮を余儀なくされることがあることから、各種制度等を柔軟に活用して犯罪被害者等の平穏な生活への復帰に向けた支援を進めます。

## **2. 犯罪被害者等を支える社会の形成**

### **(1)犯罪被害者等についての県民理解の促進**

犯罪被害者等が置かれている状況について学習する機会の提供や被害に遭った方々の人権尊重に関する教育を地域や学校等において実施するとともに、犯罪被害者等への理解を促進する広報・啓発活動を実施します。

あわせて、犯罪被害者等を一人でも少なくするために、犯罪被害防止や交通安全対策と連携した取組を進めます。

さらに、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)において、関係機関、団体等と連携、協力しながら、犯罪被害者等支援に関する取組や更なる被害防止等の県民理解を促進するため、集中的な啓発活動を実施します。

### **(2)民間被害者支援団体との連携強化と支援**

民間被害者支援団体と県や県警察、さらに市町や学校等との連携をさらに強化し、円滑な犯罪被害者等支援施策の推進を図ります。

また、民間被害者支援団体が安定して継続的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、相談支援に携わる人材の育成や財政基盤強化に向けた取組について支援を行います。

### 3. 施策推進のための体制整備

#### (1)民間支援団体との連携・協力

犯罪被害者等の多様なニーズに応じたきめ細かな支援体制をつくっていくために、民間支援団体との連携を深め、協力して取組を進めます。

#### (2)市町との連携・協力

住民に最も身近な行政主体である市町の果たす役割が大きいことから、市町との適切な役割分担を踏まえ、情報提供の充実や情報の共有等を図りながら、連携と協力による取組を進めます。

#### (3)国や関係機関との連携・協力

国との連携を強化して情報の収集に努めるとともに、県内にある国や関係機関とも連携、協力して取組を進めます。

#### (4)横断的な庁内推進体制

「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」に基づき各種施策を総合的、体系的に推進します。

(※「9 刑を終えた人・保護観察中の人等」は「1 対象者別」の「9 その他」の「2」から移動)

### 9 刑を終えた人・保護観察中の人等

#### 【現状と課題】

刑を終えた人、保護観察中の人(仮釈放者、少年院仮退院者など)やその家族に対する偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。また、このことが再犯に陥る要因の一つともなっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

近年の犯罪情勢では、罪を犯し検挙された人の約半数が再犯者であり、再び罪を犯してしまう背景には、様々な生きづらさを抱える人も少なくありません。また、罪を犯した高齢者や障害のある人等の中には、必要な福祉的支援や地域社会の理解があれば、再犯に陥らず、社会参加を目指す人もいます。

こうしたことから、県では、平成31年(2019年)3月に策定した「滋賀県

再犯防止推進計画」を令和6年(2024年)3月に改定し、関係機関が一丸となって、生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、犯罪が選択肢とならないような社会環境をつくとともに、それがひいては被害者を生み出さない社会となることを目指した取組を進めています。

### 【具体的施策】

#### 1. 国・市町・民間団体等との連携強化

地域生活定着支援センター※等による支援機関等へのコーディネート支援、刑事司法手続が終了した人に対する継続的支援など、国・市町・民間団体等と連携した更生支援の取組や、市町に対する必要な支援や域内のネットワーク構築のための取組を実施することにより、国・市町・民間団体等との連携強化を図ります。

#### 2. 就労・住居の確保

協力雇用主※による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置や、刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援など、犯罪をした人等の就労確保のための取組を実施するとともに、セーフティネット住宅※の登録促進・居住支援法人※の活動促進等の地域社会における定住先の確保のための取組を実施します。

#### 3. 保健医療・福祉的支援の充実

高齢または障害などにより、福祉的支援を必要とする犯罪をした人等に対し、保健医療・福祉サービスを受けられるための調整等の支援を実施するほか、保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援等、薬物依存症者への支援のための取組を実施します。

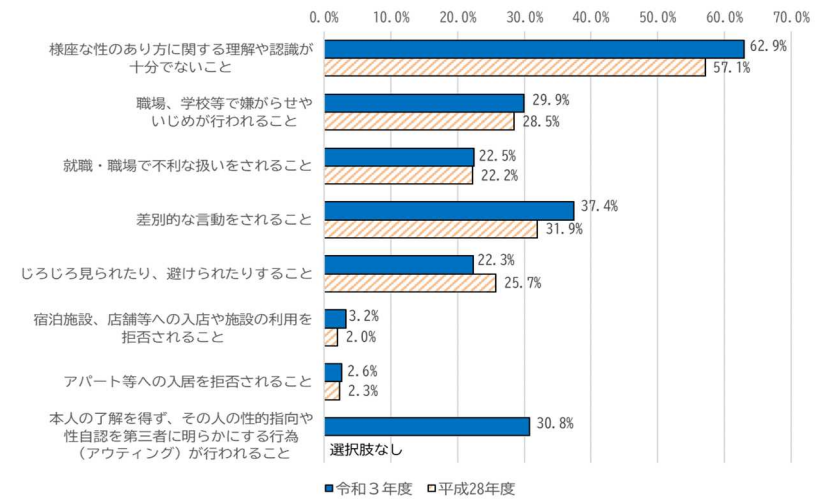
また、障害等の特性に応じた支援に向けた関係機関の連携強化や支援者の資質向上を図ります。

#### 4. 非行の防止と修学支援の実施

再非行の防止のための取組や修学支援等の立ち直り支援を実施す

<p>(※「10 性的指向・ジェンダーアイデンティティ」は「1 対象者別」の「9 その他」の「3. 性同一性障害者・同性愛者等」を修正の上、移動)</p>	<p>るとともに、非行の未然防止の観点を踏まえ、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援にも取り組みます。</p> <p><b>5. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進</b>  <u>保護司等の民間協力者の活動に対する支援や顕彰の実施、保護司のなり手不足解消に向けた広報・啓発などを通じて、再犯防止の県民の理解促進を図ります。</u></p> <p><b>10 性的指向・ジェンダーアイデンティティ</b>  <b>【現状と課題】</b>  <u>生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)とが一致しない人、性的指向※が同性に向かう人や同性・異性の両方に向かう人などは、周囲の無理解や偏見、差別等にさらされ、苦しさや生きづらさを抱えることがあります。</u>  <u>令和3年度県民意識調査では、「LGBT※などに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うか」をたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が最も高くなりました。(図5)</u>  <u>また、令和5年(2023年)6月には、性的指向・ジェンダーアイデンティティ※の多様性に寛容な社会の実現に資すること等を目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定、施行されました。この法律では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に向けた施策の実施等に関する国、地方公共団体、事業主の役割が規定されるとともに、法律に定める措置の実施等にあたっては、性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活できるよう留意することなどが規定されています。</u>  <u>こうした状況を踏まえ、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができるよう、性の多様性に関する社会の理解の増進を図るための取組を推進することが求められています。</u></p>
---	--

図5:令和3年度県民意識調査 問15(LGBTなどに関する事柄で、  
人権上、特にどのようなことが問題だと思うか)(一部抜粋)



【具体的施策】

1. 性の多様性に関する理解の増進のための教育・啓発の推進

性的指向※・ジェンダーアイデンティティ※にかかわらず、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会の実現を目指して、「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に関する法律」に基づき定められる国の基本計画や指針の内容を踏まえながら、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組めます。

学校等においては、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、子どもの心身の発達段階に応じた性の多様性に関する理解増進のための教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努めるとともに、指導にあたる教職員の資質向上等の取組を推進します。

なお、啓発等の実施にあたっては、生まれつきの身体の状態が一般的とされる男性・女性の身体とは一部異なる状態の人(性分化疾患



(※「11 インターネット上の人権侵害」は「2 その他」の「2 インターネットによる人権侵害」を修正の上、移動)

(DSDs<sup>※</sup>))に関する正しい理解の増進にも配慮するよう努めます。

## 2. 相談体制の整備等の当事者支援の取組の推進

LGBT等の当事者からの日常生活における様々な悩みや困り事に関する相談に適切に対応できるよう、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」における連携体制の構築や、各相談機関の相談員の資質向上等の取組を推進します。

また、学校においては、自身の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して悩みを抱える児童生徒に対してきめ細かな対応が必要なため、児童生徒の心情等に配慮した相談支援等の取組を進めます。

さらに、LGBT等の当事者からパートナー関係であることの宣誓を受け付け、受領証を交付する「パートナーシップ宣誓制度」の導入等により、性の多様性に関する理解の増進や、当事者の生活上の困り事・生きづらさの解消等を図ることができるよう努めます。

## 11 インターネット上の人権侵害

### 【現状と課題】

高度情報化の進展の中で、スマートフォンやSNSの普及等により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、情報発信の匿名性を悪用した他人への誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、個人や集団にとって有害な情報の掲載など、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。

令和2年(2020年)にはSNS上での誹謗中傷が大きな社会問題となったことを受け、誹謗中傷の加害者情報の特定の迅速化等を目的として、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が改正されるとともに、加害者への罰則強化に関しても、令和4年(2022年)6月に刑法が改正され、侮辱罪の厳罰化が行われました。

また、近年は生成AI<sup>※</sup>の出現などにより、インターネット空間の活用範囲が更なる複雑化・拡大化の様相を呈しているだけでなく、フェイクニュース<sup>※</sup>やデマ等の真偽不明な情報の拡散等もあり、インターネット利用に

起因したトラブルや犯罪に意図せず巻き込まれる危険性が一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、誰もがインターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにするため、インターネット利用に関するルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解や、情報リテラシーの向上に関する教育・啓発を推進する必要があります。

#### **【具体的施策】**

#### **1. インターネット上の人権侵害の防止のための教育・啓発**

県民に対して、人権を侵害するような情報の掲載や、個人情報の安易な掲載を行わないことなど、個人の責任やモラル、情報リテラシーについての教育・啓発を行うとともに、プロバイダ責任制限法等、インターネット利用に関する法令等についての周知を図ります。

また、学校等においては、情報モラル教育の充実を図るとともに、インターネットの安心安全な使い方や情報の真偽を見抜く力など、情報リテラシーについての教育を行うことにより、子どもを人権侵害の被害者にも加害者にもさせないための取組を推進します。

#### **2. 差別書き込みや動画の投稿、誹謗中傷等への対応**

差別書き込みや動画の投稿、SNS上での誹謗中傷など、人権を侵害する悪質な情報に対しては、プロバイダ等への削除要請の方法や、専門相談機関の情報等を周知するとともに、学校、家庭、地域や大津地方法務局など関係機関等が連携して、解決に向けた取組を行います。

また、これらの問題に適切な対応ができるよう、学校・社会教育関係団体等職員への研修の充実を図ります。

#### **3. 国・関係機関等と連携した取組の推進**

国や市町、(公財)滋賀県人権センターをはじめとする関係機関・団体と連携し、インターネット上の差別書き込み等に関する情報交換、研

(※「12 新たな感染症(新型コロナウイルス感染症等)は新設)

究・研修、啓発を行うとともに、必要に応じて個別具体の事案への対応を行います。

こうした活動を通じ、書き込み等の行為の背景を可能な範囲において確認・分析する等、効果的な教育・啓発の手法を検討します。

なお、インターネット上の人権侵害は全国的な課題であることから、その防止や被害者の救済に向けた法的措置等をはじめとする実効性のある対策を早急に講じるよう、全国組織による活動などの様々な機会を通じて、引き続き要望を行っていきます。

## 12 新たな感染症(新型コロナウイルス感染症等)

### 【現状と課題】

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界的にまん延し、国内でも同年に最初の感染者が確認されて以降、長期にわたって様々な感染防止対策や医療対策が講じられました。その一方では、新型コロナウイルス感染症に感染した患者本人のみならず、家族や濃厚接触者、治療にあたる医療従事者、エッセンシャルワーカー<sup>※</sup>、ワクチン未接種者など、様々な人に対する差別や偏見などの被害の発生や、感染症に関する誤った噂やデマに基づく風評被害の発生などがあり、大きな社会問題となりました。

こうした状況を踏まえ、令和3年(2021年)2月には「新型インフルエンザ等特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新型コロナウイルス感染症等の患者等に対する差別的取扱いの防止に係る国および地方公共団体の責務を定める規定が設けられました。これを受け、県では、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の防止に関する情報発信や啓発を行うとともに、関係機関・団体等との連携により、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の専用相談窓口を設置するなど、人権侵害の被害者等の支援に取り組みました。

今後、未知の新たな感染症が発生・まん延した場合に、新型コロナウイルス感染症まん延時と同様の人権侵害が発生することがないように、感染症に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及、感染症患者等の人

権の尊重についての教育・啓発等を継続して行っていくことが必要です。

### 【具体的施策】

#### 1. 正しい知識の普及

新たな感染症が発生・まん延した場合の人権侵害の発生・拡大を防止するため、平時から感染症予防についての正しい知識の定着の推進を図ります。

また、実際に新たな感染症が発生・まん延した際には、県民の不安を払拭するための医学的・科学的根拠に基づく正しい情報発信を行います。

#### 2. 教育・啓発

新たな感染症が発生・まん延した場合の人権侵害の発生・拡大を防止するため、平時から感染症患者等に対する差別や偏見の排除を目的とした教育・啓発を行います。

また、インターネットやSNS等で流れるデマや噂など、真偽が不明な情報によって県民が人権侵害の加害者とならないよう、情報リテラシーやメディアリテラシーに関する教育・啓発の実施にも取り組みます。

さらに、実際に新たな感染症が発生・まん延した際には、広報誌や県ホームページなど、様々な媒体を用いて、人権侵害の発生・拡大を防止するための啓発等の迅速な実施に取り組みます。

#### 3. 相談・支援体制の充実

新たな感染症の発生・まん延時の人権侵害に関する県民からの相談等に即時かつ的確に対応できるようにするため、平時から関係機関・団体等と連携し、相談・支援体制の充実に努めるとともに、相談対応者の資質向上に取り組みます。

また、実際に新たな感染症が発生・まん延した際には、感染症に関する人権侵害の専用相談窓口の設置等により、人権侵害の被害者等からの相談に迅速に対応できるよう努めます。

(※「13 ヘイトスピーチ」は「2 その他」の「3」から移動)

### 13 ヘイトスピーチ

#### 【現状と課題】

人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団を貶め、差別・排斥するなどの言動であるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

平成28年(2016年)6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、特定の民族や国籍の人々を対象としたヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進が図られています。

しかしながら、ヘイトスピーチは特定の民族や国籍の人々だけを対象としたものにとどまりません。昨今、特にインターネット上において、障害のある人や被差別部落出身者、LGBT等の当事者など、民族・国籍以外の様々な属性を有する人々を対象としたヘイトスピーチも増加しており、大きな社会問題となっています。

人権が尊重された社会の実現には、こうした言動は決して許されるものではないことを啓発する必要があります。

#### 【具体的施策】

##### 1. ヘイトスピーチの解消・防止のための教育・啓発

ヘイトスピーチに関する国内外の動向や、国の取組状況等の情報を収集しながら、法務省と連携して、特定の民族や国籍の人々を対象としたヘイトスピーチの解消のための教育・啓発に取り組みます。

また、特定の民族や国籍に関するもの以外のヘイトスピーチに関しても、そうした言動が決して許されるものではないとの認識に基づき、その防止にのための教育・啓発推進します。



(※「14 ハラスメント」は新設)

## 2. 国・関係機関等との連携による相談対応

ヘイトスピーチによる人権侵害に関する県民からの相談に対しても、法務省や関係機関・団体等と連携し、適切に対応できるよう努めます。

## 14 ハラスメント

### 【現状と課題】

ハラスメントとは「いじめ」や「嫌がらせ」を意味する言葉で、セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ(セクハラ))やパワーハラスメント(地位等を利用した嫌がらせ(パワハラ))など、相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする言動のことを指します。

令和2年(2020年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)や「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」が改正され、パワハラ防止対策の法制化や、セクハラ等防止対策の強化が行われました。

また、ハラスメントは職場で行われるものにとどまらず、社会の様々な場面で行われることがあり、アカデミックハラスメント※(アカハラ)やカスタマーハラスメント※(カスハラ)など、新たな態様のハラスメントが次々と問題視されるようになっていきます。

こうしたハラスメントは、いずれも人権が尊重される社会の実現にあたっての重大な障壁となるものであり、その解消に向けた取組を推進することが必要です。

### 【具体的施策】

#### 1. ハラスメント防止のための教育・啓発

職場等の様々な場面でのハラスメントの発生を防止するため、滋賀労働局等と連携し、広く県民を対象とした周知・啓発に取り組むとともに、ハラスメントは重大な人権侵害であるという意識の浸透を図るための教育・啓発を推進します。

(※「15 災害発生時の人権問題」は「2その他」の「4」から移動)

## 2. 関係機関と連携した相談対応の充実

県民からのハラスメントに関する相談に関しては、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」による各相談機関の連携体制のもと、適切に対応できるよう努めます。

### 15 災害発生時の人権問題

#### 【現状と課題】

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故では、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になったほか、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。こうした不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりする行為は、人権侵害にあたり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。

災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが一層必要です。

#### 【具体的施策】

##### 1. 要配慮者の避難支援体制の強化

避難行動要支援者名簿の整備、個別計画の策定および福祉避難所の指定等、市町が要配慮者の避難支援に迅速・的確に対応できるよう支援するとともに、男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点に配慮した避難所運営等ができるよう、支援に努めます。

##### 2. 広報および教育・啓発の推進

避難勧告等の情報を要配慮者が的確に受け取れるよう、情報発信の充実に努めるとともに、多言語版の啓発資料の作成配布、防災教育、防

(※「16 人身取引(性的サービスや労働の強要等)」は新設)

(※「17 アイヌの人々」は「1 対象者別」の「9 その他」から移動)

災訓練等を通じて、外国人県民等に対する防災知識の普及に努めます。

### 3. 総合的・計画的な関連施策の推進

「滋賀県地域防災計画」に基づき、市町や地域住民・自主防災組織等との連携を図りながら、要配慮者等の視点に立った対策を推進し、災害時にもすべての人の人権が尊重される社会をめざします。

## 16 人身取引(性的サービスや労働の強要等)

### 【現状と課題】

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は、暴力や脅迫などの手段を用いて、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

国においては、令和4年(2022年)に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅および被害者の保護を推進するとともに、こうした取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる人を把握した際の通報を呼びかけるなど、関係省庁の協力による取組が進められています。

### 【具体的施策】

#### ・人身取引防止のための教育・啓発および相談支援

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引は重大な犯罪行為であることから、その防止を図ることを目的として、人身取引についての関心と理解を深めるための教育・啓発に取り組むとともに、関係機関・団体の連携のもと、被害者やその周囲の人等からの相談がしやすい環境づくりを推進します。

## 17 アイヌの人々

### 【現状と課題】

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策

などにより、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言  
い難い状況にあります。

令和元年(2019年)5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を  
実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が施行さ  
れ、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇  
りが尊重されることを目的として、アイヌであることを理由とした差別の禁  
止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するた  
めの支援措置などが定められました。国においては、同法に基づき、従来の  
文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施  
策が推進されています。

#### 【具体的施策】

##### ・アイヌの人々に対する理解を深めるための教育・啓発

アイヌ施策推進法に基づいて国が実施する各種事業と連携・協力しな  
がら、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための教  
育・啓発に取り組めます。

(※「18 拉致被害者等」は「1 対象者別」の「9 その他」から移動)

## **18 拉致被害者等**

### **【現状と課題】**

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとし  
ても、重大な人権侵害です。

平成18年(2006年)、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民  
の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権  
侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題そ  
他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され  
ました。この法律では、国および地方公共団体の責務等とともに、毎年12  
月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが  
定められており、県においても、同法の規定に基づき、拉致問題解決に向  
けた啓発等に取り組んでいます。

(※「19 個人情報の保護」は「2 その他」の「1」から移動)

#### 【具体的施策】

#### ・拉致問題解決に向けた関心と認識を深めるための教育・啓発

毎年12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、国および市町と連携しながら、拉致問題解決に向けた県民の関心と認識を深めていくための教育・啓発に取り組みます。

### 19 個人情報の保護

#### 【現状と課題】

現代社会では、様々な分野において大量の個人情報が保有され利用されていますが、これらの情報は、プライバシー保護の観点から適正に利用されなければなりません。行政機関だけではなく、事業所においても個人情報の適正な取扱いが求められています。また、各個人それぞれも自己の個人情報を適切に管理し、他人に関わる個人情報を取り扱うときは、その権利利益を侵害しないようにする必要があります。

しかしながら、個人情報保護法施行後もなお、個人情報の盗用・流出事件が後を絶たず、事件の内容によっては、重大な人権侵害につながるおそれがあります。

また、令和3年(2021年)の個人情報保護法改正では、デジタル社会の進展に対応するための官民を通じた個人情報の保護と活用の強化等が図られており、AIの活用や情報のグローバル化等が進む中、個人情報の流出等防止の重要性は、ますます高まっています。

このため、行政機関は、より一層個人情報の適切な管理運営に努めるとともに、県民や事業者が個人情報の保護について理解を深め、適切な取扱いを行う必要があります。

#### 【具体的施策】

#### ・個人情報流出等による人権侵害防止のための教育・啓発および相談窓口の周知

県民や事業所が個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報流出等による人権侵害の被害者にも加害者にもなることがないよう、教育・



## 9 その他

これまで取り上げた対象者別の人権問題以外にも、様々な人権問題があります。こうした人権問題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等の取組を進めます。

### 1. ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活を送ることができない人々が大都市を中心に多数存在します。

本県では、ごく少数にとどまっており、問題は顕在化していませんが、経済状況の変化により、増加する可能性もあることから、市町と連携し、現状の把握に努めるとともに、福祉や雇用等の既存施策の活用を図り、社会復帰に向けた支援に努めます。

また、国と連携して、ホームレスに対する偏見や差別の解消に向けた取組を行います。

### 2. 刑を終えた人・保護観察中の人等

刑を終えた人、保護観察中の人(仮釈放者、少年院仮退院者など)やその家族に対する偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。また、このことが再犯に陥る要因の一つともなっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

特に、社会復帰には雇用の場の確保が重要であるため、事業所の理解を得るための啓発に努めるとともに、単独で生活を立て直すことが

啓発に取り組みます。

また、個人情報の取扱いに関する県民からの苦情等の相談の解決に資するよう、個人情報保護法に基づき設置される国の「個人情報保護委員会」等の相談窓口の情報の周知に努めます。

(※「9 その他」は削除)

(※「1. ホームレス」は「※その他人権に関わる諸問題」に移動)

(※「2. 刑を終えた人・保護観察中の人等」は「9」に移動)

困難な高齢者や障害者に対しては、地域での生活を支援するため、滋賀県地域生活定着支援センター※において、福祉サービスの利用援助や相談等を行います。

また、少年やその保護者等に対しては、少年補導職員による少年相談、継続補導や様々な立ち直り支援を行います。

### **3. 性同一性障害者・同性愛者等※**

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)とが一致しない性同一性障害者や、性的指向に関して同性に向かう同性愛者や男女両方に向かう両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な人などは少数派であるために、不当な扱いや偏見・差別により苦しんでいます。こうした人々に対する社会の関心と理解を深めることが必要です。

このため、正しい理解・認識を図る県民啓発を進めるとともに、特に性同一性障害者等の児童生徒に対しては、学校においてきめ細かな対応が必要なため、児童・生徒の心情等に配慮した相談・支援等の取組を進めます。

### **4. アイヌの人々**

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

国等が実施するアイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの人々に対する理解と認識を深める事業に協力して取り組みます。

### **5. 拉致被害者等**

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害です。この問題を解決するためには、国民の関心と認識を深めていくことが大切であり、国と連携し啓発活動を実施します。

(※「3. 性同一性障害者・同性愛者等」は「性的指向・ジェンダーアイデンティティ」に修正の上、「10」に移動)

(※「4. アイヌの人々」は「17」に移動)

(※「5. 拉致被害者等」は「18」に移動)

これ以外の様々な人権問題についても、それぞれの課題の状況に応じて啓発等の取組を行っていきます。

## 2 その他

### 1 個人情報の保護

#### 【現状と課題】

現代社会では、様々な分野において大量の個人情報が保有され利用されています。これらの情報は、プライバシー保護の観点から適正に利用されなければなりません。行政機関だけではなく、事業所においても個人情報の適正な取扱いが求められています。また、各個人それぞれも自己の個人情報を適切に管理し、他人に関わる個人情報を取り扱うときは、その権利利益を侵害しないようにする必要があります。

しかしながら、個人情報保護法施行後も、なお、個人情報の盗用・流出事件が後を絶たず、事件の内容によっては人権侵害につながるおそれがあります。

このため、行政機関は、より一層個人情報の適切な管理運営に努めるとともに、県民や事業者が個人情報の保護について理解を深め、適切な取扱いを行う必要があります。

#### 【具体的施策】

#### 1. 個人情報保護制度の啓発

県民や事業所が個人情報の保護の重要性を認識し、適切な管理に努めるよう講座や研修会等の開催など個人情報保護制度の理解を深める取組を推進します。

#### 2. 個人情報の苦情相談への対応

事業者の個人情報の取扱いに関する県民からの苦情相談等に対応するため苦情相談窓口を設置し、適切かつ迅速な対応に努めます。

(※「2 その他」は削除)

(※「1 個人情報の保護」は「19」に移動)

## 2 インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

高度情報化の進展の中で、インターネットの利用により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、私たちの生活は便利で豊かなものとなりました。

しかし、その一方で情報発信の匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われるなど、人権に関わる問題が発生しています。さらに、安易な個人情報の発信や有害サイトの利用などから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

こうしたインターネットによる人権侵害を防止するためには、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解について教育・啓発を推進する必要があります。

### 【具体的施策】

#### 1. インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発

学校等においては、情報モラル教育の充実を図るとともに、インターネット等の安心安全な使い方と情報の真偽を見抜く力について子どもや保護者への教育に努めます。

広く県民に対しては、人権を侵害するような情報を掲載しないなど個人の責任やモラルについて啓発を行います。

#### 2. 差別書き込みやネット上のいじめへの対応

差別書き込みやネット上のいじめなど人権を侵害する悪質な情報に対しては、プロバイダ(インターネット接続サービス提供事業者)等へ削除要請する方法を周知するとともに、学校、家庭、地域や大津地方法務局など関係機関等が連携して解決に向けた取組を行います。

また、これらの問題に適切な対応ができるよう、学校・社会教育関係団体等職員への研修の充実を図ります。

#### 3. 関係機関・団体と連携した取組の推進

(※「2 インターネットによる人権侵害」は「11 インターネット上の人権侵害」に修正の上、移動)

市町や(公財)滋賀県人権センターをはじめとする関係機関・団体と連携し、インターネット上の差別書き込み等に関する情報交換、研究・研修、啓発を行います。

こうした活動を通じ、書き込み等の行為の背景を可能な範囲において確認・分析する等、効果的な教育・啓発の手法を検討します。

### 3 ヘイトスピーチ

#### 【現状と課題】

人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団を貶め、差別・排斥するなどの言動であるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

ヘイトスピーチは、マスメディアやインターネット等で大きく報道され社会的な関心が高まっており、人権が尊重された社会の実現には、こうした言動は許されるものではないことを啓発する必要があります。

#### 【具体的施策】

ヘイトスピーチに関する国際的な取組や国での検討状況等の情報を収集するとともに、法務省と連携して効果的な啓発活動等に取り組みます。

### 4 災害発生時の人権問題

#### 【現状と課題】

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故によって、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になりました。また、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。

こうした災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが一層必要です。

(※「3 ヘイトスピーチ」は「13」に移動)

(※「4 災害発生時の人権問題」は「15」に移動)



## 【具体的施策】

### 1. 要配慮者の避難支援体制の強化

災害時における高齢者・障害者・医療等を必要とする在宅療養者・外国人等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細やかな配慮が必要です。

避難行動要支援者名簿の整備、個別計画の策定および福祉避難所の指定等、市町が要配慮者の避難支援に迅速・的確に対応できるよう支援に努めます。

### 2. 広報・啓発の推進

避難勧告等の情報を要配慮者が的確に受け取れるよう地上デジタル放送、インターネット等を活用した情報発信の充実に努めます。

さらに、多言語版の啓発資料の作成配布、防災教育、防災訓練等を通じて防災知識の普及や防災意識の高揚に努めます。

### 3. 総合的・計画的な関連施策の推進

「滋賀県地域防災計画」に基づき、市町や地域住民・自主防災組織等との連携を図りながら、要配慮者等の視点に立った対策を推進し、災害時にもすべての人の人権が尊重される社会をめざします。

(※「20 その他の人権に関わる諸問題」は新設)

(※「孤独・孤立」は新設)

## 20 その他の人権に関わる諸問題

ここまでに挙げた直接的な人権侵害が発生している課題以外にも、例えば以下のような人権侵害その他の要因によって引き起こされる諸問題があります。こうした問題についても、それぞれの状況に応じて、その解決に向けて必要な取組を行っていきます。

### ・孤独・孤立

社会構造の変化や家族の形態の多様化等により、人と人のつながりが希薄化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

国では、令和3年(2021年)12月に孤独・孤立対策の重点計画が策

(※「自殺問題」は新設)

(※「ひきこもり」は新設)

定され、令和4年(2022年)2月より、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが設置されました。また、令和5年(2023年)6月には「孤独・孤立対策推進法」が公布され、国および地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国および地方の推進体制等が定められました。

こうした状況の中、県においても、県、市町、NPO等民間団体が、地域や様々な分野を超えて連携し、孤独・孤立対策に取り組むため、「滋賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を立ち上げ、必要な方へ情報や支援が届けられる仕組みづくりに取り組んでいます。

#### ・自殺問題

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、総合的に推進することが重要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けられない状況が作られるだけでなく、遺族等への支援の妨げになっている状況もあることから、自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進するための啓発等を行うことも必要です。

県では、令和5年(2023年)3月に改定した「滋賀県自殺対策計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることなく、つながり支え合う滋賀の実現」を基本理念として、様々な分野の施策の連携の強化等を図りながら、自殺対策の一層の推進に取り組んでいます。

#### ・ひきこもり

ひきこもりの状態にある人やその家族は、様々な要因や背景の結果

(※「依存症」は新設)

(※「ホームレス」は「1 対象者別」の「9 その他」の「1」から移動)

としてそうした状態にあるにもかかわらず、「怠け」や「親の甘やかし」といった誤解や偏見により、生きづらさや孤立の中で生活を送らざるを得ないことがあります。

また、近年は、ひきこもりの状態にある人とその親が同時に高齢化し、生活が困窮する「8050問題」の深刻化もあり、ひきこもり状態にある人への支援の必要性の理解の促進を図ることが、一層重要となっています。

県では、ひきこもりに悩んでいる人およびその家族からの相談に適切に対処できるよう、「ひきこもり支援センター」を設置し、市町や保健所、関係機関等と連携しながら、ひきこもりの状態にある人の相談支援や、支援に関わる人材の育成、ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発等を行っています。

#### ・依存症

アルコールやギャンブル、薬物等の依存症は、年齢、性別、社会的立場などに関わりなく、誰でもなる可能性があり、孤立・孤独感や不安・焦り等様々な要因や背景に関連し発生することがあります。

しかし、依存症は「根性がない、意志が弱いから回復できない」等といった誤ったイメージを持たれていることがあり、依存症の本人や家族が支援機関につながらず、孤立した結果、依存症がさらに悪化することがあることから、県民が依存症等について正しく理解し、必要な支援につながり、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、関係機関連携のもと、依存症対策を総合的に推進していくことが必要です。

県では、令和6年(2024年)3月に策定した「滋賀県依存症総合対策計画」に基づき、「誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現」を基本理念として、様々な分野の施策の連携の強化等を図りながら、依存症対策の一層の推進に取り組んでいます。

#### ・ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健

## 第4章 推進体制

### 1 庁内における推進体制

県の人権関連施策を総合的かつ効果的に推進するために、「滋賀県人権施策推進本部」を活用し、関係部局相互の一層の連携・協力を図るとともに、各部局では、この計画の趣旨を十分踏まえ、諸施策を実施します。

また、県行政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政が推進されるよう、「人権尊重の視点からの施策点検マニュアル」に基づき、県の施策の点検・見直しを行います。

### 2 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修

人権に関わりの深い特定の職業に従事する人は、常に人権意識の高揚に努め、その職務にあたる必要があります。

そのため、次の職業に従事する人を対象に、人権について重点的に研修を行うとともに、自己啓発を促します。また、それぞれの職場で行われる研修が充実したものになるよう指導・助言を行うとともに、必要な資材

康で文化的な生活を送ることができない人々が、大都市を中心に多数存在します。

国においては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が令和5年(2023年)7月に改定され、ホームレスの自立支援に向けた雇用、保健医療、福祉等の施策の総合的な推進が図られています。

本県では、令和5年(2023年)1月に厚生労働省が実施した「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」において、ホームレスの存在が確認されず、問題は顕在化していませんが、経済状況の変化により増加する可能性もあることから、引き続きホームレスの現状把握や自立支援の取組の推進、ホームレスに対する偏見や差別の解消に向けた取組を行う必要があります。

## 第4章 推進体制

### 1 庁内における推進体制

県の人権関連施策を総合的かつ効果的に推進するために、「滋賀県人権施策推進本部」を活用し、関係部局相互の一層の連携・協力を図るとともに、各部局では、この計画の趣旨を十分踏まえ、諸施策を実施します。

また、県行政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政が推進されるよう、「人権尊重の視点からの施策点検マニュアル」に基づき、県の施策の点検・見直しを行います。

### 2 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修

人権に関わりの深い特定の職業に従事する人は、常に人権意識の高揚に努め、その職務にあたる必要があります。

そのため、次の職業に従事する人を対象に、人権について重点的に研修を行うとともに、自己啓発を促します。また、それぞれの職場で行われる研修が充実したものになるよう指導・助言を行うとともに、必要な資材

や情報の提供等の支援を行います。

### 1. 公務員

行政の仕事は県民一人ひとりの生活に密接に関わっています。このことは、公務員一人ひとりが県民の人権に深く関わり、大きな影響力を持っていることを意味しています。

このため、県職員の人権意識の一層の高揚を図るため、職場や研修機関における研修の充実に努めるとともに、各職場で人権研修のリーダーとなる人材の育成に努めます。また、地域で行われる集会や学習会などへの積極的な参加を呼び掛けるなど、自己啓発を促します。

さらに、職員が研修などで培った人権についての理解や認識を、地域や家庭での具体的な行動として示していくよう啓発を行います。

### 2. 学校教育関係者

教職員等学校教育関係者については、子ども一人ひとりの実態や発達段階に即した指導ができるよう、自ら進んで研修に努め、人権についての理解や認識を深め、人権に係る課題の解決に必要な技能や態度を身につける必要があります。

このため、経験年数、職階や職務に応じた研修を行い、人権について専門的な知識や技能の向上を図ります。さらに、市町等における各種研修会等への参加や各学校における自主的な研修を促進します。

また、大学等に対しても人権に関する情報提供等に努めます。

### 3. 社会教育関係者

地域社会における人権教育・啓発の指導的役割を担う立場にある社会教育主事や公民館職員などについては、人権についての理解や認識を深めるとともに、効果的な学習を展開する技能を向上させるため、研修を充実します。

また、生涯学習の推進に重要な役割を担う図書館や博物館など社会教育施設の職員の研修についても支援していきます。

や情報の提供等の支援を行います。

### (1) 公務員

行政の仕事は県民一人ひとりの生活に密接に関わっています。このことは、公務員一人ひとりが県民の人権に深く関わり、大きな影響力を持っていることを意味しています。

このため、県職員の人権意識の一層の高揚を図るため、職場や研修機関における研修の充実に努めるとともに、各職場で人権研修のリーダーとなる人材の育成に努めます。また、地域で行われる集会や学習会などへの積極的な参加を呼び掛けるなど、自己啓発を促します。

さらに、職員が研修などで培った人権についての理解や認識を、地域や家庭での具体的な行動として示していくよう啓発を行います。

### (2) 学校教育関係者

教職員等学校教育関係者については、子ども一人ひとりの実態や発達段階に即した指導ができるよう、自ら進んで研修に努め、人権についての理解や認識を深め、人権に係る課題の解決に必要な技能や態度を身につける必要があります。

このため、経験年数、職階や職務に応じた研修を行い、人権について専門的な知識や技能の向上を図ります。さらに、市町等における各種研修会等への参加や各学校における自主的な研修を促進します。

また、大学等に対しても人権に関する情報提供等に努めます。

### (3) 社会教育関係者

地域社会における人権教育・啓発の指導的役割を担う立場にある社会教育主事や公民館職員などについては、人権についての理解や認識を深めるとともに、効果的な学習を展開する技能を向上させるため、研修を充実します。

また、生涯学習の推進に重要な役割を担う図書館や博物館など社会教育施設の職員の研修についても支援していきます。



#### 4. 医療関係者

インフォームド・コンセント\*の確立、安全で安心な医療の提供等、患者一人ひとりの人権が尊重される医療の実現が望まれています。そのため、病院などの医療施設や、医療関係者養成所、医療関係団体等における患者の人権についての研修等の取組を促進します。

#### 5. 福祉関係者

福祉施設や福祉関係団体等の職員や民生委員・児童委員等の相談員などの福祉関係者は、子ども、高齢者、障害のある人等の人権の保障に直接的な関わりを持っています。そのため、職務や経験年数等に応じて、人権研修の機会を提供するとともに、主体的な人権研修等の取組を促進します。

#### 6. 消防職員

消防職員は、県民の命や身体の安全等を守ることを職務としていることから、個人のプライバシーや人権に配慮することが求められています。そのため、消防学校における人権研修の充実を図ります。

#### 7. 警察職員

警察職員は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという責務を負託されていることから、一般住民をはじめ、犯罪の被害者・被疑者・被留置者等、すべての人の人権に深く関わっています。警察職員が、あらゆる場面で人権を尊重した活動を徹底するため、警察学校および職場において「職務倫理の基本」に基づく人権意識の涵養を図るための教養訓練の充実を努めます。

#### 8. マスメディア関係者

マスメディアは人々の価値判断や意識形成に大きな影響力を持っており、県民の人権意識の高揚にも重要な役割を担っています。また、個

#### (4) 医療関係者

インフォームド・コンセント\*の確立、安全で安心な医療の提供等、患者一人ひとりの人権が尊重される医療の実現が望まれています。そのため、病院などの医療施設や、医療関係者養成所、医療関係団体等における患者の人権についての研修等の取組を促進します。

#### (5) 福祉関係者

福祉施設や福祉関係団体等の職員や民生委員・児童委員等の相談員などの福祉関係者は、子ども、高齢者、障害のある人等の人権の保障に直接的な関わりを持っています。そのため、職務や経験年数等に応じて、人権研修の機会を提供するとともに、主体的な人権研修等の取組を促進します。

#### (6) 消防職員

消防職員は、県民の命や身体の安全等を守ることを職務としていることから、個人のプライバシーや人権に配慮することが求められています。そのため、消防学校における人権研修の充実を図ります。

#### (7) 警察職員

警察職員は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという責務を負託されていることから、一般住民をはじめ、犯罪の被害者・被疑者・被留置者等、すべての人の人権に深く関わっています。警察職員が、あらゆる場面で人権を尊重した活動を徹底するため、警察学校および職場において「職務倫理の基本」に基づく人権意識の涵養を図るための教養訓練の充実を努めます。

#### (8) マスメディア関係者

マスメディアは人々の価値判断や意識形成に大きな影響力を持っており、県民の人権意識の高揚にも重要な役割を担っています。また、個

人の名誉やプライバシー等に配慮した人権尊重の視点に立った報道や取材のあり方が求められています。そのため、マスメディア関係者の人権に関する自主的・積極的な取組が進められるよう、情報提供等に努めます。

### 3. 国、市町、NPO\*等との連携

人権施策は、国、市町においても実施されており、県の人権施策をより効果的に実施するためには、これらの行政機関との緊密な連携や相互の協力が必要です。

また、人権尊重の社会づくりには、事業所や自治会・NPO等による自主的・主体的な活動、さらには県民一人ひとりの行動が不可欠です。

これら様々な主体の取組が効率的・効果的なものとなるよう、一層の連携に努めます。

また、情報・学習機会の提供や、啓発資材の貸出し等の支援を行い、人材の養成にも努めます。

さらに、滋賀の未来を担う若者に対しては、積極的な働きかけや支援を行うなど連携を強化します。

人の名誉やプライバシー等に配慮した人権尊重の視点に立った報道や取材のあり方が求められています。そのため、マスメディア関係者の人権に関する自主的・積極的な取組が進められるよう、情報提供等に努めます。

### 3. 国、市町、企業、民間団体等との連携

人権施策は、国、市町においても実施されており、県の人権施策をより効果的に実施するためには、これらの行政機関との緊密な連携や相互の協力が必要です。

また、人権尊重の社会づくりには、企業や事業所、自治会・NPOなどの民間団体等による自主的・主体的な活動、さらには県民一人ひとりの行動が不可欠です。

これら様々な主体の取組が効率的・効果的なものとなるよう、一層の連携に努めます。

また、情報・学習機会の提供や、啓発資材の貸出し等の支援を行い、人材の養成にも努めます。

さらに、滋賀の未来を担う子どもや若者に対しては、積極的な働きかけや支援を行うなど連携を強化します。